

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人環境再生保全機構		
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第4期中期目標期間	
	中期目標期間	令和元年度～令和5年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	環境大臣 I－3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当			
	法人所管部局	大臣官房（法人全般）（Ⅱ～Ⅳに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 井上 和也
		大臣官房（I－1，2に関する業務）		環境保健部企画課保健業務室長 堀内 直哉
		大臣官房（I－3に関する業務）		総合政策課環境教育推進室長 黒部 一隆
		環境再生・資源循環局（I－4に関する業務）		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 松田 尚之
		環境再生・資源循環局（I－5に関する業務）		廃棄物規制課長 松田 尚之
		大臣官房（I－6に関する業務）		環境保健部企画課石綿健康被害対策室長 辰巳 秀爾
		大臣官房（I－7に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 奥村 暢夫
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 平塚 二郎
主務大臣 農林水産大臣（I－3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）				
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境バイオマス政策課長 佐藤 夏人
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 八百屋 市男
主務大臣 経済産業大臣（I－3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）				
	法人所管部局	G Xグループ	担当課、責任者	環境政策課長 中原 廣道
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 清水 淳太郎
主務大臣 国土交通大臣（I－3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）				
	法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 清水 充
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 波々伯部 信彦

3. 評価の実施に関する事項	
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 （外部有識者）※敬称略 ・有田 芳子（主婦連合会参与） ・泉 淳一（太陽有限責任監査法人社員パートナー） ・西川 秋佳（医療法人徳州会名古屋徳洲会総合病院病理診断科部長） ・萩原なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長） ・花木 啓祐（東京大学名誉教授・東洋大学名誉教授）	

4. その他評価に関する重要事項	
令和5年に独立行政法人環境再生保全機構法等を改正し、熱中症対策推進事業を法人の業務として追加。	

様式 1－2－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		A
評価に至った理由	特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評価が大部分を占める。また、全て「B」評価以上であり、全体の評価を引き下げる事象もなかった。 よって、全体としておおむね中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務は適正かつ着実に実施されている。また、第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたにも関わらず、以下に示すとおり、中期目標における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。 ● 公害健康被害補償業務（徴収業務）について、ウィズコロナでのDXに取り組み、全ての年度において汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第4期中期目標に掲げる99%を上回り、新型コロナウイルス感染症拡大時においても、拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保した。 ● 公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）について、ICTを積極的に活用した新たな事業展開を迅速に図ることにより、中期計画の目標・指標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られた。 ● 地球環境基金業務（助成事業）について、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和3年度から目標値を上回る高い割合を確保した。 ● 石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）について、新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 ● 環境研究総合推進業務（研究管理）について、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（P0）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果、事後評価結果や環境政策への反映など当初目標に比して多大な実績があった。さらに、当初目標には無かったSIP業務、SIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画している。 ● 承継業務に係る適切な債権管理等について、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取組により、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ。さらに、過大債務を抱える債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援した。 等
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	● 承継業務に係る適切な債権管理等・・・一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。 ● 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理・・・昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。 等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。

その他特記事項	特になし。
---------	-------

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考 (評価 比率)
	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
< 公害健康被害補償業務 >	B	B	A	A	A	A	A		12%
徴収業務	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	1－1	(8%)
納付業務	B	B	B	B	B	B	B	1－2	(4%)
< 公害健康被害予防事業 >	B	B	A	A	A	A	A		10%
調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>S</u>	<u>S</u>	<u>S</u>	<u>S</u>	2－1	(5%)
地方公共団体への助成事業	B	B	A	A	A	A	A	2－2	(3%)
公害健康被害予防基金の運用等	B	B	A	A	A	A	A	2－3	(2%)
< 地球環境基金業務 >	B	B	A	A	A	A	A		13%
助成事業	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	3－1	(7%)
振興事業	B	B	A	A	A	A	A	3－2	(4%)
地球環境基金の運用等	B	B	B	A	A	B	B	3－3	(2%)
< ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 基金による助成業務 >	B	B	B	B	B	B	B	4	1%
< 維持管理積立金の管理業務 >	B	B	B	B	B	B	B	5	1%
< 石綿健康被害救済業務 >	A	B	A	A	A	A	A		20%
認定・支給に係る業務	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	6－1	(19%)
納付義務者からの徴収業務	B	B	B	B	B	B	B	6－2	(1%)
< 環境研究総合推進業務 >	A	A	A	S	S	S	S		13%
研究管理	A○	A○	A○	S○	S○	S○	S○	7－1	(7%)
公募、審査・評価及び配分業務	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	7－2	(6%)
	B	B	A	A	A	A	A		70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、第4期中期目標期間における法人内での業務量等を目安に算出した当該期間平均の評価比率を記載している。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考 （評価 比率）
	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
経費の効率化	B	B	B	B	B	B	B	1	4%
給与水準等の適正化	B	B	B	B	B	B	B	2	1%
調達の合理化	B	B	B	B	B	B	B	3	3%
情報システムの整備・管理	－	－	－	B	B	B	B	4	1%
	B	B	B	B	B	B	B		9%
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
財務運営の適正化	B	B	B	A	A	A	A	1	7%
承継業務に係る適切な債権 管理等	A	A	A	A	A	S	S	2	4%
	B	B	B	A	A	A	A		11%
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項									
内部統制の強化	B	B	B	B	B	B	B	1	2%
情報セキュリティ対策の強 化、適正文書管理等	B	B	B	B	B	B	B	2	1%
業務運営に係る体制の強 化・改善、組織の活性化	B	B	B	A	A	A	A	3	7%
	B	B	B	A	A	A	A		10%

様式１－２－４－１ 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－１－１	徴収業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告率・収納率を確保することが必要不可欠であるため。 ＜難易度：高＞制度創設から長期間経過する中、引き続き、申告率及び収納率 99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－１．公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	〈評価指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	36,005,035	
	汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99 %以上	第 3 期中期目標期間実績：99%以上	99.7%	99.6%	99.7%	99.7% （8,109 件 / 8,134 件）		99.7% （ 8,109 件 / 8,130 件）	決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	31,267,414
	汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99 %以上	第 3 期中期目標期間実績：99%以上	99.987%	99.986%	99.986%	99.983% (25,722,959, 千円 /25,727,378, 千円)		99.980% (24,390,009 千円 /24,394,912 千円)	経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	31,290,421
	〈関連した指標〉								経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	△96,249	
	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）	—	第 3 期中期目標期間実績：平均41 件／年	24 件	28 件	24 件	25 件		21 件	行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	31,267,414
	未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督	—	第 3 期中期目標期間実績：現事業年度分平均 3 件／年、過年	2 件	0 件 （新型コロナウイルスの影響に	2 件	3 件		1 件						

	励 現 地 実 施 件 数)		度分 平均 5 件／年		より中止)											
	汚 染 負 荷 量 賦 課 金に係る納付義 務者に対する実 地調査件数及び 指導件数	—	第 3 期中期目標期間 実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指 導件数 平均 161 件／ 年	実地調査 99 件 指導件数 214 件	実地調査 0 件（新型コロ ナウイルスの影 響により中止） 試行調査 （書面）14 件 指導件数 31 件	実地調査 5 件 重点調査 （書面）20 件 指導件数 63 件	実地調査 5 件 重点調査 （書面）20 件 指導件数 74 件	実地調査 4 件 重点調査 （書面）21 件 指導件数 65 件		従事人員数	20	20	20	20	20	20
	申 告 書 審 査 に よ る修正・更正処理 件数	—	第 3 期中期目標期間 実績：平均 116 件／ 年	114 件	84 件	62 件	61 件	54 件								
	汚 染 負 荷 量 賦 課 金に係る電子申 告率	—	第 3 期中期目標期間 実績：平均 70%	73.1%	73.5%	76.0%	78.4% (6,361 件 / 8,109 件)	81.0% (6,565 件 /8,109 件)								
	オンライン申告 セミナーの開催 数	—	第 3 期中期目標期間 実績：平均 16 件／年	25 回	0 回（新型コロ ナウイルスの影 響により中止）	0 回（中止） ※オンライン申 告の促進動画の 配信（2,120 再 生）	0 回（中止） ※オンライン申 告の促進動画の 配信(累計 3,280 再生)	0 回（中止） ※オンライン申 告の促進動画の 配信(累計 4,523 再生)								
	ペイジー（※1） を利用した収納 件数	—	第 3 期中期目標期間 実績：平均 62 件／年 （※2）	749 件	1,037 件	1,361 件	1,636 件	1,925 件								
	申告納付説明・相 談会の開催件数 （会場数）	—	第 3 期 目 標 期 間 実 績：平均 103 件／年	103 会場 ※問合せ対応 （1,134 件）	0 会場 （新型コロナウ イルスの影響に より中止） ※フリーダイヤ ル停止	18 会場 （オンライン） 及び申告納付 動画の配信 （3,300 再生） ※問合せ対応 （3,283 件）	0 会場 申告納付動画 の配信 （2,610 再生） ※問合せ対応 （2,938 件）	0 会場 申告納付動画の 配信 （1,201 再生） ※問合せ対応 （4,025 件）								

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

(※1) ペイジー（Pay easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス。
(※2) 導入した平成 29 年度は、年間計 4 回の収納期限のうち、4 回目からの導入であったため、1 回分の件数となっている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 徴収業務 ＜評価指標＞ (A)汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99 % 以上（前中期目標期間実績： 99 %以上） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	(1) 徴収業務 (A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上（担当者研修会等）を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に的確に対応する。	＜主な定量的指標＞ 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）	＜主要な業務実績＞ (A)汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率） 全ての年度において、申告率は第4期中期目標に掲げる99%を上回る高い水準を達成した。 ①補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応 ア. 申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導 納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解ができるよう、徴収関連業務の受託事業者である日本商工会議所及び全国各地の商工会議所に、相談対応、申告納付説明・相談会の開催並びに申告書提出の催促及び受領点検の確認等について指導を行った。 ・各地の商工会議所担当者への研修は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和3年度からは従前の対面形式からオンライン（動画配信）形式に切り替えて開催した。これにより、旅費等の研修会開催経費を削減することができ、参加者は時間や場所に縛られることなく、動画を繰り返し視聴する新しい研修方法を構築し委託業務の理解促進を図った。 (令和2～5年度) ・民間競争入札実施事業「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」に係る第5期中期目標期間の契約について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、第4期目となる民間競争入札を実施し、新規委託先を決定した。3者の入札参加により競争性が働き、第4期中期目標期間の契約比で約44%の経費	＜自己評価＞ 評価：A 公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に行う財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第4期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和4年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。 このような状況の中、下記の「○」のようなウィズコロナでのDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、全ての年度において汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第4期中期目標に掲げる99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保したことから、自己評価を「A」とした。 ○ICT（情報通信技術）を活用した新たな徴収業務の仕組み 令和3年度からは、説明・相談会のオンライン開催、申告納付動画の配信、賦課金特設サイトの新設、AIチャットボット及びRPAの導入等、ICTや新技術を活用したDXに取り組み、賦課金特設サイトでの問合せ受付を可能にし、迅速な回答を行った。これらにより、「時間に関係なく動画視聴や問合せが可能となった」「テレワークでも対応できる」との声が多く寄せられるようになり、納付義務者の利便性向上と業務効率化につながった。 また、全国約100箇所での申告・納付説明・相談会をWeb会議及び動画配信による方式に変更するなど、ICTを活用した徴収関連業務委託の効率化により、第5期中期目標期間の契約となる徴収関連業務に係る第4期目の民間競争	評価	A	評価	A
						＜評価に至った理由＞ 汚染負荷量賦課金の徴収業務は、公害健康被害補償法補償・予防事業の基盤となる事業であることから、第4期中期目標においては、重要度及び難易度いずれも高い業務として位置づけている。 第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に加えて、急激な物価上昇等が納付義務に対する負担感を高める恐れがある厳しい状況の中で、納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るためにさらなるICT（情報通信技術）の導入及び活用をはじめとした多様な取組を積極的かつ着実に実施し、申告率及び収納率ともに中期目標期間を通じて達成目標として定める99%を大きく超える実績を挙げている。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 ＜今後の課題＞ 納付義務者の利便性の向上にむけて、納付手続におけるICTのさらなる活用に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ 無し		＜評価に至った理由＞ 公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に行う財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第4期中期目標において重要度が高く、難易度も高い業務と位置づけている。 第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に加えて、急激な物価上昇等が納付義務に対する負担感を高めるおそれがある厳しい状況の中で、納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るためにさらなるICT（情報通信技術）の導入及び活用をはじめとした多様な取組を積極的かつ着実に実施し、申告率及び収納率ともに中期目標期間を通じて達成目標として定める99%を大きく超える実績を挙げている。 さらに、第5期中期目標期間の契約となる徴収関連業務に係る第4期目の民間競争入札の競争性を高め、新規委託先を決定し、大幅な経費の削減を図った。 以上の点を踏まえ、所期の目標を上回る成果を得られていると総合的に判断し、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 納付義務者の利便性の向上と業務効率化にむけて、納付手続におけるICTのさらなる活用に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ 特段なし	

				を削減することができた。 (令和5年度) イ．納付義務者からの相談、質問事項等への対応 汚染負荷量賦課金の申告・納付について理解を深めてもらうために行う納付義務者向けの説明・相談会は、令和元年度は対面形式で実施したが、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和3年度からは新しい仕組みとして、オンライン（動画配信等）形式及び機構ホームページにおける個別質問対応に切り替えて開催した。また、下記「・」に示す各種の取組を実施することにより、納付義務者の利便性向上と業務効率化を図った。 ・機構ホームページに「汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト（以下「賦課金特設サイト」という。）」を開設し、納付義務者の利便性向上を図った。 (令和2～5年度) ・賦課金特設サイトに、従来対面形式で行っていた個別相談の代替機能として、「個別質問フォーム」及び「各種届出書フォーム」等を設置した。申告・納付手続に関する質問等を直接機構担当者へ送信できる仕組みを構築したことにより、迅速かつ効率的な対応が可能となった。 (令和3～5年度) ・納付義務者から問合せを受け付けるフリーダイヤルについて、回線を2本から8本に増設するとともに、問合せに応じた自動振分機能を追加し、迅速に対応ができるようにして納付義務者の利便性向上を図った。 (令和3年度～5年度) ・申告期間における納付義務者からの問合せ対応に24時間対応でき、ストレスの低減が期待されるA Iチャットボットを賦課金特設サイトに搭載した。 (令和4～5年度) ・インターネットバンキングを活用した汚染負荷量賦課金	入札の競争性を高め、新規委託先を決定し、大幅な経費の削減を図った。 ○申告関係書類の削減 納付義務者に送付する申告関係書類は、紙削減による環境配慮のための、見直し・統合を行うことにより、送付種類を減らすとともに、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにデータ掲載して一部冊子の配布を取りやめ、配布を最小限に抑えた。書類の削減により、経費削減と納付義務者の利便性向上を図った。令和4年度の納付義務者アンケート調査において、ダウンロード形式について9割以上が影響なしと回答があり、環境配慮につながるとの評価も得られた。 ○人づくりの取組 制度への理解と説明責任を果たすためのスキルアップの一環として、講演会や現地見学の研修実施により職員の人材育成にも力を入れた。これらの経験も生かしながら、申告納付手続に関する問合せに丁寧に対応し、制度の趣旨や手続等の理解を促すことができた。 ＜課題と対応＞ ○課題1：財源の適正な確保 被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。 ○課題2：申告・納付の促進 平成31年からの徴収関連業務委託契約が令和6年2月に終了し、第5期については新規委託先が変わるため、次期契約においても、民間事業者の創意と工夫を反映させ、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していくとともに、ICTを活用した研修会及び説明会を実施していく必要がある。 ○課題3：脱炭素への対応 カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後のSOx排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に実施運用を図る必要がある。 ○課題への対応 賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、ニューノーマルな時代	
--	--	--	--	---	--	--

				収納のためのシステム改修に加え、RPA（Robotic Process Automation）を導入して、納付義務者からの届出や定型的な問合せ内容に対する返信メールの自動作成や、これまで外注していた納付義務者からのアンケートの自動集計などに活用し、業務の効率化を図った。今後はさらに定型業務へ拡大し業務の効率化を加速していく。 （令和4～5年度） ・納付義務者に送付する申告関係書類は、環境配慮と経費削減のための見直し・統合を行い、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにしてデジタル化の促進と利便性向上を図った。 （令和4～5年度） ・中央環境審議会元会長と元環境事務次官を招いた講演会を開催した。また、四日市の公害判決 50 年にあたる「四日市公害と環境未来館」企画展と、四日市コンビナート及び公害防止事業の緩衝緑地の見学を組み入れた研修会（令和4年度：20 人、令和5年度 13 人参加）及び役職員全員を対象とした報告会、大阪市西淀川区の大気系公害に係る研修会（令和5年度：18 人）を開催したことにより、機構職員の人材育成と公害健康被害補償予防制度の趣旨や背景等の理解向上とモチベーションの向上を図った。 （令和元、3～5年度）	に応じて DX を推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。	
(B)汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）	② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）	②未申告納付義務者に対する申告督促の実施 外部専門家の知見を活用し、個々の納付義務者の実情を調査・検討するなど、未申告納付義務者に対する粘り強い督促の実施により高い申告率を確保した。			
＜定量的な目標水準の考え方＞	(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機	汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）	(B)汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率 全ての年度において、収納率はいずれも第4期中期目標に掲げる 99%を上回り、破産等の特別な要因を除き約 100%を達成した。 ①未納の納付義務者に対する納付督促の実施			

	(b)申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	実施件数）（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年）	電話、文書及び新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督促を実施し、高い収納率を確保した。 ②過年度の未納の納付義務者（以下「過年度未納者」という。）に対する措置 外部専門家の知見を活用し、個々の納付義務者の実情を調査・検討するなど、粘り強い督促を実施した。			
	(C)汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 ＜関連した指標＞ (c1)汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均 41 件／年） (c2)未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年） (c3)汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年） (c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年）	(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。 ① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。 ((A) ②と同) ② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ((B) ①と同) ③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。 ④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。	汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前目標期間実績：平均 41 件／年） 未納納付義務者に対する納付督促件数（前目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年） 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年） 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年） 汚染負荷量賦課金の申告・	(C)制度の適正性・公平性の確保 ①未申告納付義務者に対する申告督促の実施 ((A)②と同様のため省略) ②未納の納付義務者に対する納付督促の実施 ((B)①及び②と同様のため省略) ③納付義務者に対する実地調査及び指導の実施 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、令和2年度からは資料及び調査票の提出による調査（重点調査）を新たに実施し、汚染負荷量賦課金の適正な申告となるよう指導を行った。 ・実地調査 113 件 （令和元～5年度） ・重点調査 75 件 （令和元～5年度） ④申告額の誤りに対する修正又は更正処理の実施 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の算定誤り等について、審査による修正又は更正処理を行うとともに、誤りの多い事例を次年度の説明資料などに反映させた。 ・修正・更正処理 375 件 （令和元～5年度）			
	(D)汚染負荷量賦課金	(D) 汚染負荷量賦課金の	汚染負荷量賦課金の申告・	(D)納付義務者の利便性・効率			

	の申告・納付に係る事務の効率化等の推進 ＜関連した指標＞ (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期 目標期間実績：平均 70%） (d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）	申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインや F D ・ C D 申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。 ② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。	納付に係る事務の効率化等の推進 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%） オンライン申告セミナーの開催数（前目標期間実績：平均 16 件／年）	性の確保 ① オンライン申告の促進 用紙申告及び F D ・ C D 申告の納付義務者に対して、積極的にオンライン申告促進の取組を実施した。 ・オンライン申告率（平成 30 年度末）： 65.4 % （ 5,323 ／ 8,140 ） ・オンライン申告率（令和 5 年度末）： 77.9 % （ 6,314 ／ 8,109 ） ② オンライン申告促進の具体的な取組 オンライン申告セミナーは令和元年度に 17 地域で 25 回開催し、 223 人が参加した。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止し、以下の内容を実施した。 ・オンライン申告システム内に申告手続が簡単にできる Web 申告専用フォーム（算定様式なし用）を構築し、令和 5 年度以降のオンライン申告率の引き上げを図り、 982 事業者が利用した。 （令和 4 年度：構築、5 年度：実装） ・アンケート調査結果を分析した上で職員が担当者に個別連絡して、オンライン申告ができない具体的な理由を調査し、オンライン申告について丁寧に説明を行った。 （令和 4 年度） ・オンライン申告のメリット等に関する動画を制作し、積極的に広報を行った。 （令和 3 ～ 5 年度） ・オンライン申告のメリット及び押印廃止による手続簡便化を案内するチラシを配布。 （令和 2 ～ 5 年度） ・オンライン申告事業者に毎年度送付していた仮パスワードの送付を廃止して、業務効率化を図った。 （令和 4 ～ 5 年度） ・徴収・審査システムをイン			
--	--	--	--	--	--	--	--

	(d3)ペイジー を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件／年※ペイジー（Pay easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコン やスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス	③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。	ペイジー（※）を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件／年） ※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から払うことができるサービス	ターネット環境から業務環境へ移行し、情報セキュリティを強化するとともに、電子決裁システムの導入に伴う改修も行った。また、紙資料で保管していた事業者への臨場記録等（約 47 万ページ分）をデジタル化して今後の審査・調査業務の更なる効率化につなげた。 （令和 3～5 年度） ③電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進 ペイジー利用を促すリーフレットを配布し、賦課金特設サイト内にペイジーデモ体験サイトを構築したほか、みずほ銀行などのペイジー取扱金融機関を拡大し、納付義務者の利便性向上の取組を実施して、ペイジー利用件数も増加した。 ・ペイジー取扱金融機関数 平成 30 年度末：41 行 令和 5 年度：50 行 ・ペイジー利用件数 平成 30 年度：460 件 令和 5 年度：1,925 件 （平成 30 年度比 418%）			
	(d4)申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）	④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を 4 月に開催する。	申告納付説明・相談会の開催件数（前目標期間実績：平均 103 件／年） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 被認定者への補償給付費等の財源のうち 8 割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。	④説明・相談会の実施等 （(A)①イ(ア)と同様のため省略）			

4．その他参考情報

様式１－２－４－１ 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－2	納付業務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第19条、第46条、第48条及び第49条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	〈関連した指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	36,005,035	
	納付業務に係る指導調査件数	—	平均 15 件／年	15 件／年	4 件／年 （ヒアリングのみ実施） ※新型コロナウイルスの影響により対面による指導調査は中止	10 件／年	16 件／年 （うち 2 件はオンライン会議）		15 件／年（うち 3 件はオンライン会議）	決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	31,267,414
	納付業務システム研修の参加者数	—	平均 27 人／年	34 人／年	0 人／年 （新型コロナウイルスの影響により中止）	補償給付： 動画視聴 14 再生／年 福祉事業： 30 人／年 （オンライン会議）	56 人／年 （全てオンライン会議） 補償給付： 25 人（3 人）／年 福祉事業： 31 人（3 人）／年 ※（ ）は対面参加人数		57 人／年 （全てオンライン会議） 補償給付：28 人（1 人）／年 福祉事業：29 人（5 人）／年 ※（ ）は対面参加人数	経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	31,290,421
										経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	△96,249
										行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	31,267,414
										従事人員数	20	20	20	20	20

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価	B	評価	B
						<評価に至った理由> 補償給付費等の納付申請等に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、見込評価を「B」とした。		<評価に至った理由> 補償給付費等の納付申請等に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、中期目標の所期の目標を達成できたと判断し、「B」評価とした。	
	(2) 納付業務 (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援 (a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均15件／年）	(2) 納付業務 (A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。 ① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね3年に1回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。	<主な定量的指標> 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均15件／年）	<主要な業務実績> (1) 納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に対する現地指導を原則として3年に1回のサイクルで実施し、事務処理内容について適切に指導した。また、一部の地方公共団体については、利便性向上の観点からオンライン会議で行うことにより、事務処理内容について適切に指導した。指導調査結果及び地方公共団体からの要望等を取りまとめ、環境省に報告を行った。 公害保健福祉事業について、実態調査を実施し、各地方公共団体の事業実施の参考となるよう実施状況や創意工夫内容等を取りまとめ、環境省と各地方公共団体に情報提供を行った。 特に下記の「・」の取組を行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも継続して事業が実施できるよう、地方公共団体への支援を行った。 ・機構において「成人呼吸筋ストレッチ体操」の動画及びインフルエンザワクチンの接種を推奨するためのリーフレット等を作成し、地方公共団体に配布した。機構ホームページにおいても公開した。（令和2年度） ・リハビリテーション事業の新型コロナウイルス感染対策として非対面型開催を検討	<自己評価> 評価：B 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、下記「○」の対応を図り、積極的に地方公共団体への支援を行うことにより、納付事務手続や被認定者への補償給付の支給が滞りなく行うことができたことから、自己評価をBとした。 ○適正な制度の運営 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも、納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に対する指導調査を感染対策を講じて実施するとともに、一部はオンライン会議で実施したことにより、事務処理内容について適切に指導を行うことができた。また、調査結果及び調査で得た課題や地方公共団体の要望等については、今後の事業の見直しに資するよう、環境省に報告し、課題を共有した。 ○公害保健福祉事業の継続 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも地方公共団体が事業を実施できるよう、環境省と協議し、環境省通知の発出を経て、従来からの集合形式での事業の実施に加え、情報通信機器や電話の利用による事業の実施が可能となったことにより、リハビリテーション事業や家庭療養指導事業を継続して実施することができた。 また、集合形式での事業の実施が困難であったリハビリテーション事業においては、「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を実施することにより、福祉事業の新たな方向性を示すことができた。実施後のアンケートでは、参加者の9割から「有意義だった」との回答を得られた。 中壮年層の被認定者を主な対象に、福祉事業の広報や被認定者に有用な情報を掲載したチラシを作成し、地方公共団体を介して被認定者へ配布したことにより、福祉事業の認知を高めた。	<評価に至った理由> 補償給付費等の納付申請等に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、見込評価を「B」とした。 <今後の課題> 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 また、被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 以上を踏まえ、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る必要がある。 また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく必要がある。		<評価に至った理由> 補償給付費等の納付申請等に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、中期目標の所期の目標を達成できたと判断し、「B」評価とした。 <今後の課題> 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 また、被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 以上を踏まえ、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る必要がある。 また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく必要がある。	
						<その他事項> 特になし。		<その他事項> 特段なし。	

				し、予防事業部と連携して「オンライン呼吸筋ストレッチ教室」を開催した。オンライン開催事例については、環境省へ報告するとともに、各地方公共団体に情報提供し横展開を図ることにより、今後の事業展開の促進に努めた。 (令和2～3年度) ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ対面による事業実施が困難となっていたことから、環境省と協議をし、リハビリテーション事業及び家庭療養指導事業については、地方公共団体が情報通信機器又は電話を利用した事業の実施ができるように特例通知を発し、事業メニューの運用の改善を図った。 (令和3～4年度) ・事業の実施を促進するために、家庭療養指導での電話を用いた指導については新たな算定基準が加わったことや(令和4年度から十分な指導が行われた場合には1回の電話による指導を1回の訪問指導として算定可能なこと。)、リハビリテーション事業での情報通信機器の活用例、令和2～3年度に地方公共団体が実施したリハビリテーション事業の事例を提示するなど、年度の間時に地方公共団体に対して情報共有を行った。 (令和4年度) ・創意工夫のある地方公共団体の実施事例を収集するため、令和4年度は豊島区、尼崎市に、令和5年度は名古屋市、愛知県に対し実態調査を実施し、3月に納付義務者に対する補償予防業務懇談会で事業実施状況の映像による事例紹介を行うとともに、地方公共団体及び環境省へ情報提供を行った。 (令和4～5年度) ・以前からの課題である執行状況の低下と、環境省が実施した中壮年層を対象とした被認定者の実態調査の結果を踏まえ、被認定者に向けた情報発信のためのチラシを作成した。具体的には、福祉事業の案内や、令和6年度から事業を開始する「禁煙治療の費用	また、「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ51号」を地方公共団体を通じて被認定者等に配布することにより、地方公共団体の福祉事業担当者とのコミュニケーションの向上が図られた。 ○研修による納付申請等に係る事務手続きの効率化 システム研修については、新たに動画資料を作成・配信するとともに、オンライン形式と希望者には集合形式とで研修を実施したことにより、研修後のアンケートでは、研修の満足度について、補償給付担当者は86%、福祉事業担当者は93%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。また、研修の実施形式については、81%が今後も参加しやすいオンライン会議を希望するとの回答があった。さらに、制度やシステムの操作方法について理解を深めたことにより、地方公共団体の事務処理の効率化を促した。 <課題と対応> ○課題1：制度運営の強化 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。 ○課題2：公害健康福祉事業の継続 被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 ○課題3：今後の支援体制 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代することから、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 ○課題への対応 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る。 また、納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使	
--	--	--	--	---	---	--

	(a2) 納付業務システム研修の参加者数 (前中期目標期間実績：平均 27 人／年)	② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。	納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	の助成に関する事業」（以下「禁煙治療費用助成事業」という。）の周知、予防事業で作成しているぜん息に関するパンフレットや動画の案内等について、地方公共団体を通じ、被認定者に対して情報発信した。（配布部数 23,540 部、37 地方公共団体） また、禁煙治療費用助成事業の周知のため、「医療トピックス たばこの害」において「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ 51 号」（平成 30 年 3 月発行）を、機構から地方公共団体を通じ、被認定者等に配布した。（配布部数 2,210 部、23 地方公共団体） (令和 5 年度) （2）納付申請等に係る事務処理の効率化 ・納付業務システム研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響下における、地方公共団体のニーズを踏まえ、これまでの集合形式での開催から、オンライン形式による開催に切替えた。 具体的には、納付業務システムの操作方法を理解してもらうため、納付業務システムへのログイン方法からデータの入力及びアップロード方法までの一連の作業について、オンラインで実際の操作を見せながら説明を行った。また、公害健康被害補償制度の仕組みや納付業務の手続についても説明を行い、納付業務について再認識を促した。 (令和 3 年度～5 年度) ・禁煙治療費用助成事業が追加されることに伴い、地方公共団体及び機構で使用している納付業務システムに禁煙治療費用助成事業で必要となる帳票、集計表及びチェック機能等を追加するシステム改修を進めた。（令和 6 年 5 月末までにシステム改修を完了し、令和 6 年 7 月頃より使用開始予定。） (令和 5 年度)	いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく。	
--	---	---	---	---	---	--

4. その他参考情報

- 様式 1－2－4－1 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－1	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	＜難易度：高＞社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－1．公害健康被害対策（補償・予防）

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	770, 100	761, 640	761, 924	825, 604	791, 310
調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（5 段階中）3.5 以上を獲得する	（5 段階中） 3.5 以上	第 3 期中期目標期間実績：3.2	3.7	3.5	3.7	3.8	4.0	決算額（千円）	638, 367	589, 583	583, 295	671, 349	655, 016
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	659, 579	599, 938	576, 576	665, 576	650, 465
事業従事者への研修の受講者数（※1）	—	平成 29 年度受講者：72 人（333 人）	109 人 （331 人）	239 人 （643 人）	117 人 （698 人）	117 人 （1,621 人）	89 人 （1,750 人）	経常利益（千円）	△32, 080	47, 614	98, 978	66, 995	57, 585
調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 4.25 件／年	8 件	2 件	4 件	6 件	6 件	行政コスト（千円）	659, 579	599, 938	576, 576	665, 576	650, 465
情報提供数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 150 回／年	150 回	172 回	242 回	163 回	296 回	従事人員数	16	16	16	16	16
ぜん息等電話相談件数（※2）	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 1,255 件／年	1, 026 件	986 件	867 件	691 件	821 件						

注 1）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 2）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

- ※1 ソフト 3 事業研修（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）及び保健指導研修の受講者数
（ ）内はコメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めた研修受講者数を記載
- ※2 マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 ＜評価指標＞ (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する(前中期目標期間実績：3.2) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で 70%程度に設定する。	(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価：(5段階中 3.5 以上(前中期目標期間実績：3.2) を獲得するため、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する(前中期目標期間実績：3.2)	＜主要な業務実績＞ (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得 調査研究を担う呼吸器系疾患の医師・研究者のほとんどが新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺されるとともに、調査研究の対象・協力者である高齢又は小児の呼吸器系疾患の患者との直接の接触が厳しく制限される非常事態下での調査研究であったにもかかわらず、外部有識者委員会の評価において、第3期中期目標期間実績(3.2)比16%増の全課題平均 3.7 を獲得し、中期目標評価指標(3.5以上)を上回る成果を達成した。 ア. 調査研究の採択件数 第12期(令和1～3年度) 環境保健分野：7課題 環境改善分野：1課題 第13期(令和4・5年度) 環境保健分野：6課題 環境改善分野：2課題 イ. 主な研究 (ア) 環境保健分野：高齢のぜん息及び COPD(慢性閉塞性肺疾患)の患者の増加を踏まえて課題を採択。高齢者を含む成人ぜん息患者について治療実態を把握するための全国規模での調査を行い、効果的な治療・指導法を策定。 (イ) 環境改善分野：わが国の環境基準の達成率が極めて低いことを踏まえて、光化学オキシダント関連の調査を採択。諸外国の対策も調査。 なお、第13期調査研究の新規公募において、関係学会への周知及び各学会ホームページ、医学雑誌など、従前の広報先に加えて Web 広告を加えるなど多角的な広報をしたことにより、計 17 課題の応募があった。 第14期調査研究の新規公募においては、第13期の広報先に加え、機構ウェブサイトに掲載したほか、以下の学会ウェブサイト及び雑誌に掲載し、幅広く公募を行ったところ7件の応募があった。 ●学会ウェブサイト ・日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 ・日本呼吸器学会 ・日本小児アレルギー学会 ・日本小児臨床アレルギー学会 ・日本アレルギー学会 ●日本アレルギー学会の学会誌「アレルギー」 ●医学雑誌 ・「週刊日本医事新報」(10/14 発行) ・「Web 医事新報」(10 月中旬から1ヶ月間) ・「アレルギーの臨床」11月号	＜自己評価＞ 評定：S ＜課題と対応＞ 「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するなど重点化・効率化を推進する必要があることから、当該項目の重要度、困難度について、＜難易度：高＞と評価されていた。 更に今回の中期目標期間においては、本事業を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ(看護師、保健師等)が、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺される非常事態下にあり、事業の対象である呼吸器系疾患の患者との対面での接触も厳しく制限される中で、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。 そのような中、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT(情報通信技術)を自主的・積極的に活用した新たな事業展開を迅速に図ることにより、中期計画の目標・指標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られた。 また、呼吸器系疾患の患者は熱中症の重症化リスクが高いことから、予防事業部の限られたマンパワーの中で、患者への熱中症予防行動の情報発信を自主的・積極的に進めるとともに、熱中症対策に取り組む地方公共団体を伴走支援するモデル事業を環境省から受託し、海外調査・情報発信・優良事例集の取りまとめを行った。これらの知見と実績が評価され、中期目標策定時には想定していなかったことではあるが、予防事業を熱中症の予防対策にも新たに展開する、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の改正が行われた(令和5年4月28日成立)。 このため、自己評定をSとした。 具体的には次のとおり。 (1)量の拡大等 事業量の拡大の面では、ICT の積極的な活用により、①予防事業の担い手である地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数の大幅拡大(第3期中期計画最終	評定	S	評定	S
						＜評定に至った理由＞		＜評定に至った理由＞	
						第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症による影響が続く厳しい事業環境であるにも関わらず、ICT(情報通信技術)の積極的な導入を図り、運用上の課題や利用者のニーズを把握しつつこれを効果的に活用しながら事業を実施することにより、当該期間を通じて外部有識者委員会による評価の達成目標(中期目標評価指標)である3.5を一度も下回ること無く、令和4年度までの期間平均で3.675と達成目標を大きく上回る実績を挙げるとともに、予防事業により培った経験及び知見を活用して熱中症予防に関して顕著な実績を達成し高く評価されたことにより、重要な社会的課題として関心が高まりつつある熱中症への対策の推進において機構のプレゼンスが大きく高められることとなった。これらのことにより、中期目標において難易度の高いものとして位置づけられている当該事業について中期目標期間を通じて質及び量の両面において顕著な業績を達成したものと認められる。		第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症による影響が続く厳しい事業環境であるにも関わらず、ICT(情報通信技術)の積極的な導入を図り、運用上の課題や利用者のニーズを把握しつつこれを効果的に活用しながら事業を実施することにより、当該期間を通じて外部有識者委員会による評価の達成目標(中期目標評価指標)である 3.5 を一度も下回ること無く、目標期間平均で3.74と達成目標を大きく上回る実績を挙げた。	
						以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「S」とする。		なお、環境改善分野の調査研究については、福岡県において「AI 技術を活用した大気汚染予測情報配信事業」として令和6年度より社会実装することができた。	
＜今後の課題＞		さらに、地域で活動する患者団体・NPO と地方公共団体とが協働して予防事業を進めている取組を好事例としてモデル化し、他の地方公共団体へ横展開を図ることができた。							
予防事業における ICT の活用を更に進めることにより、事業ニーズの把握及び事業の重点化に努めていただきたい。		加えて、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT(情報通信技術)を自主的・積極的に活用した事業展開を図ることができた。							
＜その他事項＞		加えて、呼吸器系疾患の患者は熱中症の重症化リスクが高いことから、予防事業部の限られたマンパワーの中で、患者への熱中症予防行動の情報発信を自主的・積極的に進めるとともに、熱中症対策に取り組む地方公共団体を伴走支援するモデル事業を環境省から受託し、海外調査・情報発信・優良事例集の取りまとめを行った。							
無し		これらのことにより、中期目標において難易度の高いものとして位置づけられている当該事業について中期目標期間を通じて質及び量の両面において							
①外部有識者による事前評価の実施		①調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部							
採択後、外部有識者による事前評価の後、結果を研究代		採択後、外部有識者による事前評価の後、結果を研究代							

		有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。		表者へフィードバックし、評価内容を研究計画に反映させた。 特に令和３年度からは、外部有識者委員会による評価結果をより確実にフィードバックするため、外部有識者評価委員の意向・意見に精通している機構職員が、研究代表者が主催する全ての班会議に現地参加又は Web 会議システムを活用して参加し、評価内容を研究者に対して直接説明して、研究計画への反映させることにより、質の向上を図った。 また、第 13 期環境保健分野では、採択に当たり、外部有識者委員会の意見を踏まえ、従前の書面評価（審査）に加え、オンラインにより新たに事前ヒアリングを追加実施し、研究課題に対する事前評価（審査）を従前より精緻かつ効率的に実施した。 さらに、令和４年度からは、より研究期間を長期に確保するため、機構内の環境研究総合推進部の研究契約の効力が４月１日から有効となっていることに着目し、同様に実施可能となるよう変更した。この結果、研究期間の確保とともに、４月の早期段階から研究班会議が開催されるなど、実施運営面における有益な結果がもたらされた。	年度比 425％増）、②ぜん息等の患者や家族を中心とする SNS（X 旧：Twitter）のフォロワー数の大幅拡大（第３期中期計画最終年度比 2,154％増）などの成果を得た。③また、ぜん息等の患者への積極的な情報提供を行い、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透し、ぜん息の発症や増悪が抑制されたことにより、ぜん息等電話相談件数は概ね半減したが、令和５年度に積極的な周知広報を行った結果、増加に転じた。	顕著な業績を達成したものと総合的に判断し、「S」評価とした。
		② 更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。		②外部有識者による年度・事後評価の実施及び評価のフィードバック 各年度の年度評価（中間評価）及び事後評価においても外部有識者による評価結果を研究代表者へフィードバックし、研究計画に反映させた。 特に令和３年度からは、外部有識者委員会による評価結果をより確実にフィードバックするため、機構職員が、研究代表者が主催する全ての班会議に現地参加又は Web 会議システムを活用して参加し、評価内容を研究者に対して直接説明して、研究計画に反映させることにより、質の向上を図った。 また、令和４年度の年度評価が基準値の 3.5 を下回り、評価委員に研究計画の改善が必要と判断された研究課題については、機構職員による個別ヒアリング及び評価委員による助言を実施し、質の底上げを図った。その結果、令和５年度の事後評価では４年度を上回る評価を獲得することができた。	(2) 質の向上 予防事業の質の向上の面では、ICT を積極的に活用し、①緊急事態宣言発出後速やかに、ぜん息等の患者の不安感を払しょくする専門医からのメッセージ動画を制作・配信するとともに②ぜん息&COPD（慢性閉塞性肺疾患）のための生活情報誌「すこやかライフ」の発行や月２回のコラム配信を通じて、ぜん息・COPD と新型コロナウイルス感染症の関わりについての最新の科学的情報の発信を積極的に続けた（両疾病の関係性、高齢者や子どものワクチン接種との関係、ウィズコロナの過ごし方など）。③また、外部有識者委員の意向・意見に精通している機構職員が、研究代表者主催の班会議にオンライン又は現地参加し、評価結果等を確実に研究にフィードバックさせることにより、調査研究 16 課題中の 13 課題が、コロナ禍に忙殺された呼吸器系疾病の医師・研究者が担当する環境保健分野の調査研究であったにもかかわらず、外部有識者委員会の高評価（第３期中期目標期間実績比 16%増）を獲得するに至った。④さらに、コロナ対応に忙殺される地方公共団体職員、及び、生活現場で患者に寄り添うメディカルスタッフの受講利便性を向上させるために開始したオンライン研修についても、高い満足度を獲得した（アンケート回答者の 97.5％から高い評価）。⑤加えて、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会及び日本小児臨床アレルギー学会の専門医認定取得に必要な単位の対象講座として、新たに機構の呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修及びアレルギー指導研修が認定を受けるという高い評価を得た。	<今後の課題> 特段なし
				②調査研究成果の全体は、機構ホームページで公開し、「調査研究成果集」として関係地方公共団体のほか関係学会等に配布するとともに、その概要は、パンフレットに反映するなど普及啓発にも活用している。 「光化学大気汚染に関する特別セミナー」（令和４年度）においては、予防事業の意義や調査研究の広報を行いつつ、第 12 期の環境改善分野の光化学オキシダントに係る研修成果を発表した。同研究は、海外のジャーナル（"Asian Journal of Atmospheric Environment"）に論文が受理され、ホームページでも公開されている。東アジアからの越境汚染対策が求められる光化学オキシダントについて、アジアの大気環境問題に特化したジャーナルを通じて研究成果が発信されたことにより、今後より効果的な施策への活用が期待される。	(3) 予防事業の新たな展開（熱中症対策） ①基礎疾病を持つ患者はそもそも熱中症弱者である上に、マスクの着用により熱中症リスクが更に高まったことから、令和３年度からぜん息等患者への広報誌や SNS での予防対策の情報提供の強化を自主的・積極的に推進した。 ②また、令和３年度業務実績に係る主	<その他事項> 特段なし
(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施	(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。	事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施	(B) 事業従事者への効果的な研修 地方公共団体が実施するソフト３事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の事業従事者（地方公共団体職員）等を対象に、予防事業への理解を深め、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。	事業従事者への研修の平均受講者数は中期目標の関連した指標に掲げる平成 29 年度（72 人）比 86%増の 134 人とな		
<関連した指標> (b1) 事業従事者への		事業従事者への研修の受講者数（平成 29 年度受講				

	研修の受講者数（平成 29 年度受講者：72 人）	① 質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に実施する。 ② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修	者：72 人）	った。 また、コメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めると研修受講者は年々増加し、第 4 期中期目標期間の最終年度である令和 5 年度には、基準値（平成 29 年度 333 人）比 425％増の 1,750 人となった。 これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、参集での研修が実施できなくなったことの対策として、令和 2 年度に全研修を実地開催からオンライン開催に変更し、定員増をしたことによるほか、以下の取組による。 ア．全研修について、令和 4 年度より Learning Management System(以下「LMS」という。)を導入し、ICT を活用した申込手続や受講管理を採用した。その結果、研修管理に係る業務が大きく効率化されたことから、受講要件として設けていた受講地域枠を撤廃することができ、また、受講ニーズの多い一部の研修については上半期と下半期で研修の受講機会を 2 回に分けて提供した。（令和 4 年度及び令和 5 年度） イ．令和 4 年度からは、外部連携の取組の一環として、（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター（PAE）（同学会公表数値：719 人）」の専門医認定取得に必要な単位の対象講座としての認定を受け、既に認定を受けていた（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士（同学会公表数値：約 800 人）」と併せて外部連携の取組を拡大し、予防事業の研修認知度の向上及び受講者の獲得につながった。また、この取組により本研修事業が学会や社会とつながることで、予防事業対象地域をはじめとした地域医療の質の向上に資するとともに、患者の利益につながる成果を得ることができた。 ① 受講者へのアンケートの実施、研修の見直し 受講者に対しアンケートを実施し、受講満足度は有効回答者の 97.7％から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得ており、毎年度高い満足度を維持している。 アンケート結果等を踏まえ、効果的な研修の実施のために以下の見直しをした。 ア．カリキュラムの構成や時間配分の見直し（コース間でカリキュラムを共通化、1 本の動画時間を 20～30 分程度にコンパクト化）。（令和 2 年度） イ．カリキュラムには熱中症など最新情報を加え、要望の多かったテーマについては新たな講師により講義動画を収録。（令和 2 年度）アンケートにおいて、分かりづらいという声が多かった講義動画を再収録。 ウ．参加者の要望に応え、オンラインによるグループ研修を実施。（令和 4 年度） また、令和 5 年度には、アンケート結果を踏まえ、オンライン研修のカリキュラムのうち、実地開催の要望が多かった呼吸ケア・リハビリテーション手技については、コロナウイルス感染拡大以降、初めて対面による手技実習会を 2 回（川崎・神戸）開催した。本事業の参加者に対し実施したアンケートでは、回答者 40 人の 100％から「有意義だった」、今後の業務に活用できるか、の質問にも 100％から「活用できる」、との回答があり、非常に高い満足度が示された。 ②研修後の上長への追跡アンケートの結果 研修受講者の所属上長において、受講満足度は有効回答者	務大臣からの指摘事項に先立ち、令和 4 年度には、自主的に競争入札に応募して環境省からの受託を受け、地域で先駆的に熱中症対策に取り組む地方公共団体・NPO の対策を伴走支援するモデル事業と、顕著な高温により約 1 週間で 600 人以上が死亡したカナダの現地調査、熱中症警戒アラートの評価に取り組み、地域の優良事例集を取りまとめた。③さらに、地方公共団体や NPO 等と連携して呼吸器系疾病の患者の行動変容に長年にわたり成果を発揮してきた予防事業の経験・ノウハウと、熱中症対策に関する知見・実績が評価され、熱中症対策を機構の新規業務に追加する内容を含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法が令和 5 年 4 月 28 日に成立した。④令和 5 年度には、機構内に「熱中症対策プロジェクトグループ」を置き、救急救命医・救急救命士等の専門家の確保、地方環境事務所や国立環境研究所気候変動適応センターとの連携・協力体制の構築、大塚製薬との連携協定の締結、2 課からなる「熱中症対策部」の令和 6 年 4 月の創設に向けた関係規程等の整備を行うなど、新規業務を円滑に開始するための体制構築と環境整備を着実に行うことができた。また、前年度に引き続き環境省から受託した地域モデル事業による地域の優良事例の創出等を進めた。 （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） (1) 量の拡大等 ○研修の受講者数 地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数は基準値比 425％増の計 1,750 人に増加した。 ○SNS（X：旧 Twitter）のフォロワー数 令和 5 年度末に 6,716 人となり、平成 30 年度（298 人）比 2,154％増の実績を得られた。 ○ぜん息・COPD 電話相談の減少 学会の発表や研究論文等では、情報発信によって、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けて、ぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は半減に至った。 (2) 質の向上 ○新型コロナ感染拡大への迅速な対応 人材バンクのネットワークを生かし、理学療法士による呼吸リハビリテーションについての動画等を制作し、ホームページで配信したほか、令和 2		
--	----------------------------------	---	----------------	---	---	--	--

			イ．新型コロナウイルス感染拡大の影響により、咳の症状などによりぜん息等の患者が公共交通機関を使用しづらいとの声が寄せられたことを受け、予防事業キャラクター「ぜん太とソック」をモチーフにしたぜん息患者への理解や配慮を促すぜん息マークキーホルダーを制作し、地方公共団体、個人の患者に約 2,500 個配布した。（令和 2 年度） ウ．「すこやかライフ」においては、ぜん息・COPD と新型コロナウイルス感染症の最新情報（ぜん息患者との関係、高齢者や子どものワクチン接種との関係、ウィズコロナの過ごし方など）の発信を積極的に続けた。（令和 2 ～ 4 年度） v）e ラーニングシステムの配信 保健師、看護師等の医療従事者を対象に、小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能について e ラーニングで提供した（令和 3 年度から運用開始。厚生労働省のアレルギーポータルサイトとも連携）。 vi）食物アレルギー対応ガイドブック、JPAC ぜん息コントロールテスト等の改訂 令和 2 年に完全施行の「改正食品表示法」、令和元年に改定の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、「授乳・離乳の支援ガイド（2019 年改定版）」に基づきガイドブックの一部改訂を行い、電子媒体と紙媒体で提供した。（令和 3 年度） また、一部のぜん息薬の製造中止に伴い、JPAC ぜん息コントロールテストキットをはじめとする 8 種類の冊子の一部改訂を行った。（令和 5 年度） vii）環境改善研修特別講演の冊子化 平成 30 年度の環境改善研修の特別講演は、公害の歴史や 60 年以上にわたる大気環境行政に関する知見を学べる貴重な内容であることから、受講者以外にも広く普及啓発できるよう冊子を制作し、地方公共団体の従事者へ提供した。（令和 1 ・ 2 年度） viii）パンフレットの提供 パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促し、効率化を図った。 ② ぜん息・COPD 電話相談及び関連イベント等の実施 i）患者団体との協働事業 毎年度実施している 10 の患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」をオンラインにより開催した（令和元年度～令和 5 年度）。 ii）ぜん息・COPD 電話相談室 ぜん息・COPD 電話相談室の運営において、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、令和元年度から令和 5 年度の 5 年間で 4,391 件の相談に対応した。また、受託先が変更となってもサービスの質が維持されるよう、受託先へ機構職員が赴き、相談体制や受付状況の把握に努めるとともに、令和 4 年度は専門医が電話相談を受ける保健師に対し応答対応や知識のアップデートを目的とした研修を実施するなど質の維持・向上を図った。 相談内容は、匿名集計し、分析をすることにより予防事業部内職員の知識向上に役立てるとともに、一般化できる内容についてはホームページへの掲載や学会での発表等も見据えて分析を行っている。学会の発表や研究論文等で	策） ○予防事業の経験とノウハウを活用して、熱中症予防に係る受託業務等に取り組んだ知見・実績が評価され、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容として含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定（令和 5 年 2 月 28 日）され、国会で成立した（令和 5 年 4 月 28 日）。 ○令和 5 年度には、機構内に「熱中症対策プロジェクトグループ」を置き、救急救命医・救急救命士等の専門家の確保、地方環境事務所や国立環境研究所気候変動適応センターとの連携・協力体制の構築、大塚製薬との連携協定の締結、2 課からなる「熱中症対策部」の令和 6 年 4 月の創設に向けた関係規程等の整備を行うなど、新規業務を円滑に開始するための体制構築と環境整備を着実に行うことができた。また、環境省から受託した改正気候変動適応法等の全国 9 ブロック及び 2 回の WEB での開催に当たっては、989 名の参加を得た。さらに、4 年度に引き続き環境省から受託した地域モデル事業により、6 つの地方公共団体における優良事例の創出を進め、優良事例集を取りまとめるとともに、成果報告会では 380 名の参加を得ることができた。加えて、6 年度から ERCA が実施する地域モデル事業の選定・採択事務局の運営業務（環境省より受託）に当たっては、上記成果報告会のアンケートで関心を寄せた地方公共団体への積極的な説明を行い、9 件の採択を得るとともに、実施計画のブラッシュアップを行った。 ＜課題と対応＞ ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者に対しては薬物療法と非薬物療法の併用が効果的との最新の知見を踏まえ、呼吸リハビリテーションの普及及び専門家の育成を進める。 また、医療サービスに係る調査研究や研修等にデジタル技術を積極的に活用することにより、予防事業の質の向上を図るとともに、これまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図る。	
（d2）ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）	② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNS など多様な手段により周知を行う。	ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 調査研究について、今後の公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。			

				は、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けて、ぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は減じていると考えられる。 iii) ぜん息・COPD 電話相談室の周知 過去の掲載媒体の分析を踏まえ、スポーツ誌・一般誌、リスティング広告、雑誌広告、地下鉄のフリーペーパー、患者関係団体が患者向けに定期刊行する広報誌など3団体の媒体に広告を掲載することにより、ターゲット層に応じた効果的な周知広報を図った。(令和2年度～) iv) COPD の増悪予防のためのオンラインによる栄養療法等に関する普及啓発事業の実施(令和2・3年度) ア. COPD 特設サイトに新たに栄養療法に関するページを設置し、栄養療法の必要性や具体的な調理レシピを開発し掲載 イ. 著名人を起用しCOPD及び栄養療法を紹介し患者の体格に合った食事の調理方法を紹介するYouTube 番組を制作し配信 ウ. 新型コロナウイルス感染拡大による活動制限で増える「サルコペニア、フレイルと肺の病気COPDの関係」について一般講演会と専門職講習会を2部構成により実施した。集客に向けて、一般向け及び専門職向けにそれぞれ雑誌やWeb等の媒体を用いた広報を行い、1,209人の申し込みを受け付けた(当日視聴者数856人、見逃し配信視聴者数516人)。 エ. 講演内容の一部は記事体広告にまとめ、新聞媒体に掲載 v) 市民公開講座の実施(令和5年度) ぜん息等のアレルギー疾患や患者等の自己管理支援に関して正しい知識の提供を行うため、第39回日本小児臨床アレルギー学会との共催で、ぜん息等について興味がある市民を対象とした市民公開講座を福岡市で実施した。集客のための福岡市内の幼稚園、小学校及び病院等へのちらし配布及び福岡県庁SNSへの発信依頼により、199人の参加があった。 治療を進める中での悩みや疑問に少しでも答えられるような機会とするため、治療方法など基本的な知識についての講演のほか、事前に参加者から寄せられた多くの質問に講演者が丁寧に回答する構成とした。 また、講演後にも、専門医に直接質問できるように、個別相談コーナーを設けた。 参加者へのアンケート結果では、有意義であったかについて、有効回答者の92%から、それぞれ5段階評価で上位2段階までの評価を得、「喘息治療薬を使っているが、治療のめやすが知れてよかった。」などの感想があった。 さらに、すこやかライフのウェブ版において市民公開講座のレポートを掲載し、講座の内容をより広く周知した。レポートの閲覧者からは、「学会に参加出来なかったのもので、こうして市民公開講座の内容が連載されると助かる。基礎から最新のトピックスまで、短時間で網羅されているのが市民公開講座の魅力である。」などの感想があった。 ③熱中症に関する情報提供及び取組事例集の作成 令和3年度の業務実績に係る主務大臣からの指摘事項として、「引き続き熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。」と示された(令和4年8月25日)ことに先立ち、暑熱順化前の5月からSNS(Twitter)やメールマガジンによる熱中症の注意喚起及び			
--	--	--	--	--	--	--	--

				情報提供を自主的・積極的に行った。 また、ぜん息等の基礎疾患のある方や高齢者などが熱中症弱者であることに鑑み、研修事業において自治体担当者向けの講義に熱中症に関する内容を取り入れるとともに、職員の人材育成としても熱中症の専門家を講師として招聘し、熱中症に関する専門的な研修会を開催（令和４年５月２０日）。 さらに、熱中症がぜん息やCOPD等の基礎疾患のある方が重症化しやすく、死亡者の大半は高齢者が占めており、予防事業と相乗効果が期待されることから、熱中症に係る知見を予防事業に活用するため、「令和４年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」を受託した。受託業務においては、先進的な熱中症対策に取り組んでいる「モデル自治体」に対して、事業計画の策定支援や広報支援、他の地方公共団体との情報共有に取り組んだ。 加えて、令和３年にカナダで発生した顕著な高温による被害から学ぶべき教訓を得るとともに、カナダにおける熱中症対策の取組状況について調査するため、環境省担当官と共に現地ヒアリングを行った。以上の内容を、全国の自治体に配布予定の「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」として取りまとめた。 こうした取組を通じて、熱中症が「ぜん息患者」や「COPD 患者」にも甚大な影響を及ぼすことを実態として把握することができたことから、SNS 等を活用し、熱中症への注意喚起を行った。 その結果、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容に含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定され、令和５年４月２８日に国会で成立した（機構への業務追加は、令和６年４月から施行）。			
--	--	--	--	---	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－2	地方公共団体への助成事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	791,310
	ソフト３事業参加者数 （※１）	—	第３期中期目標期間実績：152,223人／年 ※ただし、ソフト３事業のメニューの見直し前の値	131,697人	102,630人	110,721人 ※専門医等による解説動画等の配信 (25,533回再生) ※機構による代替事業参加者 (191人) 上記計 延べ (136,445人)	99,134人 ※専門医等による解説動画等の配信 (1,847回再生) 上記計 延べ (100,981人)	99,227人 ※専門医等による解説動画等の配信 (2,317回再生) 上記計 延べ (101,544人)	決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	655,016
	事務指導実施件数	—	第３期中期目標期間実績：平均 7.75件／年	8件	4件	10件	10件	8件	経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
	人材バンクを活用した支援実施状況 （※２）	—	—	15団体 21事業	1団体 1事業	2団体 3事業	2団体 2事業	12団体 16事業	経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	57,585
									行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
									従事人員数	16	16	16	16	16

※１ ソフト３事業とは、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。

※２ 上記の「支援実績状況」の数字は、地方公共団体が人材バンクに登録している専門家を活用した件数ではなく、地方公共団体が「機構に対して新規に専門家の紹介を依頼した件数」であるため、機構を介さずに、又は、過去の機構の紹介により既にネットワーク化された、人材バンク登録専門家を活用した数字は含まれていない。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 地方公共団体への助成事業	(2) 地方公共団体への助成事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：A	評定	A	評定	A
	(A)事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 (a1) ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223人／年）	(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。 ① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。	事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施	(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 ①地方公共団体への支援及び予防事業コンテンツの充実 本中期目標期間は、低金利下における公害健康被害予防基金の運用収入の大幅な減少が見込まれたことから、環境保健分野の健康相談、健康診査、機能訓練事業のいわゆる「ソフト3事業」を中心に、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点を置いて、コンテンツの充実を図りながら、助成事業を実施した。 しかし、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面型の事業が相次いで中止となり、ソフト3事業は直接的に大きな影響を受けた。 こうした状況を打開するため、地方公共団体の課題・ニーズをアンケート調査等により的確に把握し、ICTを活用した自主的な創意工夫により、対面の事業を補完するコンテンツ動画・副教材の制作、優良事例の横展開、地方公共団体及び患者団体との協働実施、患者団体との協働による支援メニューの充実を迅速に図ることにより、事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の「質」の向上と、ソフト3事業の「量」の減少抑制及びパッケージ支援（機構による伴走支援）の「量」の回復を図った。 具体的には、以下のとおり。 i) ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析を踏まえた事業展開（令和元年度） ぜん息患者等の意識やライフスタイルの変化に対応するため、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を外部有識者の協力を得て報告書に取りまとめた。 報告書を踏まえ、呼吸器疾患の早期発見・治療に向けて「肺機能測定」により見える化・動機づけをした上で、継続的に実施することによる息苦しさ・肺機能の改善効果の高い「呼吸筋ストレッチ体操」を組み合わせた体験型事業の創設等の内容の充実につなげた。 報告書の住民アンケートや優良事例等は、地方公共団体の実務者を集めて、情報共有を図った。 ii) 新型コロナウイルス感染拡大に迅速に対応するためのICTを活用した事業展開（令和2年度～） 地方公共団体へのアンケート調査により把握した課題・要望を受け、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった予防事業に代わるICTを積極的に活用した知識の普及・啓発策として、人材バンクのネットワークを活用し、以下のコンテンツを制作し、機構のホームページ等での配信に加え、紙媒体・DVDを作成し、地方公共団体の助成事業を通じて普及を行った。	新型コロナウイルス感染症の拡大により対面による助成事業の多くが中止となる中、地方公共団体のニーズをアンケート調査等により的確に把握しICT（情報通信技術）を活用した自主的積極的な創意工夫により、コンテンツ動画・副教材の制作、優良事例の横展開、地方公共団体及び患者団体との協働実施、パッケージ支援（伴走型支援）メニューの内容の充実を迅速に図り、ソフト3事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者の満足度約9割（5段階評価の上位2段階までの評価の回答者の割合）という高い「質」を誇るなど、「事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。 また、人材バンク登録者の研修会の開催による「質」の向上や、パッケージ支援の「量」を新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復させるなど、「人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。 以上のことから、自己評価をAとした。 具体的には次のとおり。 (背景) 本中期目標期間において、「地方公共団体への助成事業」を担う、呼吸器系疾患を専門とする地域の医師やコメディカルスタッフ（看護師、保健師等）、地方公共団体の環境保健部局の職員は、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺される非常事態にあった。 また、助成事業の対象者は、呼吸器系疾患の患者であることから、集団や対面での多くの事業が中止に追い込まれた。このため、助成事業の質の低下と量を確保することは非常に困難な状況にあった。 (1) 事業環境等の変化への対応 そのような中、令和2年度には、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」報告書を取りまとめ、呼吸器疾患の早期発見・治療に向けた動機づけと、息苦しさ・肺機能の改善効果の高い呼吸筋ストレッチ体操を組み合わせた体験型事業の創設など、事業内容の充実を図った。	<評定に至った理由>		<評定に至った理由>	
						第4期中期目標期間においては、予防事業の実施主体である地方公共団体や医療従事者等が新型コロナウイルス感染症拡大への対応に追われ、また、感染リスクへの懸念から対面による事業の多くが中止または縮小等を余儀なくされる厳しい事業環境の中で、患者団体との意見交換や地方公共団体へのアンケート調査等によって各主体が抱える課題やニーズを的確に把握し、そのうえで地方公共団体等によるICT（情報通信技術）を活用した事業実施を支援するための動画等のコンテンツの提供や優良取組事例の共有、人材バンクを通じた専門家派遣による支援、同バンクに登録されている理学療法士を対象とした新たな講習会の開催及び機構が地方公共団体による事業実施を伴走支援する仕組みであるパッケージ支援メニューの拡充、さらには地方公共団体と地域の関係主体の協働による事業を支援するための新たな取組の展開などの取組を中期目標期間を通じて積極的に実施し、「人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施」という初期の目標を上回る成果を達成している。 これらの取組の結果として、予防事業の中核をなすソフト3事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者に対するアンケート調査結果における5段階評価の上位2段階までの評価の回答者の割合は、令和元年度91％、2年度90％、3年度88％、4年度90％と中期目標期間を通じて高い評価を獲得している。 以上の点を踏まえ、主務大臣とし		第4期中期目標期間においては、予防事業の実施主体である地方公共団体や医療従事者等が新型コロナウイルス感染症拡大への対応に追われ、また、感染リスクへの懸念から対面による事業の多くが中止または縮小等を余儀なくされる厳しい事業環境の中で、患者団体との意見交換や地方公共団体へのアンケート調査等によって各主体が抱える課題やニーズを的確に把握し、そのうえで地方公共団体等によるICT（情報通信技術）を活用した事業実施を支援するための動画等のコンテンツの提供や優良取組事例の共有、人材バンクを通じた専門家派遣による支援、同バンクに登録されている理学療法士を対象とした新たな講習会の開催及び機構が地方公共団体による事業実施を伴走支援する仕組みであるパッケージ支援メニューの拡充、さらには地方公共団体と地域の関係主体の協働による事業を支援するための新たな取組の展開などの取組を中期目標期間を通じて積極的に実施し、「人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施」という初期の目標を上回る成果を達成している。 これらの取組の結果として、予防事業の中核をなすソフト3事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者に対するアンケート調査結果における5段階評価の上位2段階までの評価の回答者の割合は、令和元年度91％、2年度90％、3年度88％、4年度90％、	

			・アレルギー疾患のある子ども・保護者に向けた新型コロナワクチンの解説動画 （動画再生回数 24, 956 回） ・成人患者向けの「呼吸筋ストレッチ」動画及び副教材の制作 （動画再生回数 355, 280 回） ・専門医及び看護師による「ぜん息の自己管理方法を身につける」解説動画 （動画再生回数 5, 275 回） ・乳児スキンケア動画及び副教材 （動画再生回数 59, 068 回） ・食物アレルギーに配慮した離乳食の動画コンテンツ及び副教材 （動画再生回数 13, 949 回） iii）新型コロナウイルス感染拡大時における地方公共団体の優良取組事例の横展開（令和２年度～） 新型コロナウイルス感染症の影響下において、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例集を作成し、実務者連絡会議の場等で事例発表・共有することにより、地方公共団体の助成事業を促進した。 これらの結果、機構によるパッケージ支援の「量」は、第３期中期目標期間の最終年度である平成30年度の実績値が7地方公共団体10事業であったのに対して、令和５年度には、９地方公共団体15事業まで回復させた。 iv）新型コロナウイルス感染拡大に迅速に対応する機構と地方公共団体との協働実施（令和３年度～） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった健康相談事業及び機能訓練事業の代替策として、機構と地方公共団体のコラボにより、オンラインでの講演会・体験会を開催した。３事業とも参加者の95％から高い評価を得た。 ア．ぜん息等のアレルギー疾患をもつ子どもの保護者を対象とした、専門医によるアレルギー疾患の基礎知識や日常生活の注意点についてのオンライン講演会 （視聴者数 168 人） イ．成人のぜん息患者を対象とした、呼吸筋ストレッチ体操教室のオンライン開催（参加者数 23 人） ウ．ぜん息等のアレルギー疾患がある子どもの保護者等向けに、正しい知識の普及及び新生活に向けての注意点についてのオンライン講演会 （視聴登録者数 378 人） また、令和３年度には、講演会等のオンライン開催・ハイブリッド開催を、パッケージ支援事業のメニューに追加し、内容の拡充を図った。 なお、「ソフト３事業参加者数」には含まれていないが、上記 ii）のコンテンツは、広く患者やその家族に利用されているとの声が寄せられている。 V）患者会（NPO）と協働した事業メニューの試行 （令和４年度） 地方公共団体へのアンケートの結果、「人手不足」「住民ニーズに沿った事業の改善」という課題とともに、３割以上の地方公共団体が患者会や NPO と連携した事業の実施のニーズがあることを把握した。 また、複数の患者団体を訪問した意見交換により、気道の炎症の程度を簡易に検査できる「呼気中一酸化濃度（FeNO）」測定器のニーズや、より多くの患者の支援への協力意欲（シーズ）を把握した。 このため、医学的効果の確認を行った上で、上記のニー	令和２年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による助成事業の多くが中止となったことから、地方公共団体の課題・ニーズをアンケート調査等により的確に把握し、ICT を活用した自主的な創意工夫を迅速に進めた。 令和２年度には、新型コロナイルス感染拡大により中止となった予防事業に代わるオンラインを積極的に活用した知識の普及・啓発策として、人材バンクのネットワークを活用し、患者やその家族のニーズに応える多数の動画コンテンツを制作し、機構のホームページ等での配信に加え、紙媒体・DVD を作成して、地方公共団体を通じて普及を行った。全動画の合計再生回数は、31 万回を越えた。また、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例集を作成し、実務者連絡会議の場等で事例発表・共有することにより、地方公共団体の助成事業を促進した。 令和３年度には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった健康相談事業及び機能訓練事業の代替策として、機構と地方公共団体のコラボにより、オンラインでの講演会・体験会を開催した。また、オンライン事業をパッケージ支援事業のメニューに追加し、内容の拡充を図った。 令和４・５年度には、地方公共団体の「人手不足」「住民ニーズに沿った事業の改善」というニーズと、患者団体・NPO のシーズをマッチングさせ、気道の炎症の程度を簡易に検査できる「呼気中一酸化濃度（ FeNO ）」測定器を用いた、地方公共団体と NPO の協働による新たな事業メニューの試行を行った。 このほか、毎年度のソフト３事業の効果測定と、地方公共団体へのフィードバックにより、事業の効果的・効率的な実施を促進した。ソフト３事業の満足度（５段階評価のうち上位２評価を得た回答者の割合）は、令和元年度 91 % 、２年度 90 % 、３年度は 88％、４年度は 90％、５年度は 92％と、新型コロナウイルス拡大状況下においても高評価を獲得した。 （２）助成事業への支援 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICT の積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、地方公共団体からの要望を受け、新たな人材バンク登録者の紹介、人材バンク登録者を活用した新たなコンテンツ動画・事業メニューの開発を行い、ソフト３事業の「質」の向上を図った。 また、令和４年度には、人材バンク登録者の知識の向上を図るための新たな取組として、地方公共団体からの講	での評価は「Ａ」とする。 ＜今後の課題＞ 予算、人員の面で厳しい事業環境下にある地方公共団体を支援するため、特に事業ニーズの把握及び重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充に引き続き努めていきたい。 ＜その他事項＞ 無し	５年度 92％と中期目標期間を通じて高い評価を獲得している。 以上の点を踏まえ、所期の目標を上回る成果を得られていると総合的に判断し、「Ａ」評価とした。 ＜今後の課題＞ 予算、人員の面で厳しい事業環境下にある地方公共団体を支援するため、特に事業ニーズの把握及び重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充に引き続き努めていきたい。 ＜その他事項＞ 特段なし
--	--	--	---	--	--	---

				ズとシーズをマッチングする支援案の試行のため、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を令和４年度には東京の患者団体と、令和５年度には川崎の患者団体と協働で実施した。 両体験会に参加した４０人の患者のうち、アンケートに回答のあった９４％から、「満足度」について５段階評価で上位２段階までの評価を得るとともに、「定期的な FeNO の測定は自己管理に役立つ（７９％）」「呼吸筋ストレッチを続けていきたい（９４％）」との回答を得たことから、主体的な自己管理を促す効果が明らかになった。 令和４年度に体験会を見学した地方公共団体職員からも、「市や区での実施を積極的に考えたい」との声が寄せられた。 他の地域の患者団体・NPO からも、地方公共団体と協働で取り組むことに積極的な意見を得たことから、呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を１０機購入し、パッケージ支援メニューに同測定器を活用したぜん息の自己管理支援を追加し、内容の拡充を図った。 vi）地域のステークホルダーとのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始（令和４年度～令和５年度） 助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体に委託し、地域のステークホルダーとのネットワークを活用して事業を効果的に推進するためのステークホルダーとの協働連携のポイントをまとめたマニュアルの作成をし、地方公共団体の実務者にその内容を共有した。 ②事業効果の把握・共有によるソフト３事業の効果的・効率的な実施 患者の高齢化の進展や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICT の積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、ソフト３事業の効果を的確に測定するため、アンケート調査の質問票の改訂や、毎年度の分析結果の地方公共団体へのフィードバック、アンケート調査のクラウド化の検討を行うことにより、効果測定の「質」の向上を進めた。 具体的には、以下のとおり。 i）事業参加者へのアンケートによる効果測定 令和元年度に質問票を改訂し、回答者や地方公共団体の負担軽減のために質問項目の削減を図る一方で、新たに「事業参加目的」や「事業を知った広報媒体」といった事業の実施に有用な質問項目を加えた結果、アンケート回答数は前年度比 126％に増加した。 調査の結果、 ・中期目標期間のソフト３事業の事業満足度は、５段階中上位２位の評価が 88～91％ ・事業参加後に行動変容の効果があった参加者は、健康相談事業では 92.5％以上、機能訓練事業では 86％以上（令和４年度） ・健康診査事業により、知識普及の効果があった参加者は 78％（令和４年度） ・機能訓練事業のうち運動訓練教室については、参加者の 53％から症状が改善との回答。水泳教室については、２か月後の追跡調査で参加者の 44％から QOL が向上との回答（令和４年度） ii）アンケートのクラウド化の検討	師派遣ニーズの高い理学療法士を対象に、人材バンク登録者に対するオンライン講習会を開催し、参加者の 96％から「有意義であった」との回答を得た。 さらに、上記（１）のとおり、機構による地方公共団体の助成事業の企画立案等を３年以内に限り人的に支援するパッケージ支援事業のメニューを新型コロナウイルス感染拡大時における地方公共団体のニーズに応えるよう開発・追加した。 これらの結果、機構へのパッケージ支援の「量」は、第３期中期目標期間の最終年度である平成 30 年度の実績値が 7 地方公共団体 10 事業であったのに対して、令和５年度には、９地方公共団体 15 事業まで回復させた。 <課題と対応> これまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図るとともに、医療従事者・NPO 等のステークホルダーと協働した事業に対する支援を行うことにより、助成事業の効果を高めている。	
--	--	--	--	--	--	--

	(B)人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施 (b1) 人材バンクを活用した支援実施状況	(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。 ① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。 ② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。	人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施 人材バンクを活用した支援実施状況 <その他の指標> — <評価の視点> —	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICT の積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、効果測定の一層の効率化と有効化を図るため、例えばオンラインによる事業の場合にはクラウド化を進めるなど、調査実施方法等の検討を進めている。 (B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う事業の支援 ① 人材バンク登録者の協力によるソフト3事業の内容充実とパッケージ支援 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ICT の積極的な活用など事業の実施方法を進化させる中、地方公共団体からの要望を受け、新たな人材バンク登録者の紹介、人材バンク登録者を活用した新たなコンテンツ動画・副教材・支援メニューの開発を行い、ソフト3事業の「質」の向上を図った。 具体的には、以下のとおり。 i) 人材バンク登録者の紹介 地方公共団体担当者との実務者連絡会議やヒアリングの場などを通じて、パッケージ支援及び人材バンクについて丁寧に説明をしてきた結果、新型コロナウイルスの感染拡大のあった令和4年度においても、新たに2団体2事業に対して、人材バンクから登録者を派遣。令和5年度には12地方公共団体16事業に人材バンク登録者を派遣した。 ii) 人材バンクを活用した企画立案によるコンテンツ動画・副教材や支援メニューの開発 令和2年度に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対面型の事業の中止の代替のため、呼吸法、運動療法などの呼吸リハビリテーション動画を製作した際に、人材バンクに登録している理学療法士の協力を得た。 また、令和4年度及び令和5年度に、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会」を患者団体と協働で実施した際にも、それぞれ人材バンクから4人の講師（理学療法士及び看護師）を活用した。 iii) パッケージ支援事業による地方公共団体支援 パッケージ支援事業として9地方公共団体15事業の希望を採択し、事業の企画や運営方法に係る助言、講師の選定、オンライン事業の配信補助や肺機能測定 of 機材準備等の支援を実施した。なお、そのうち7地方公共団体11事業に対して延べ13人の人材バンク登録者を派遣した。 ②予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体に活動事例などの情報の共有化 新たな取組として人材バンク登録者へのオンラインによる事業展開の講習会の実施などにより、人材バンクの登録者の「質」の向上を図った。 i) 人材バンク登録者へのアンケート調査及び地方公共団体への情報の共有化 毎年度、人材バンクの登録継続の意向及び1年間の活動状況の確認を踏まえリストを更新することで、登録者との連携を強化し、事業への協力に繋がった。 ii) 人材バンク登録者へのオンライン講習会の開催			
--	--	---	---	---	--	--	--

				新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、人材バンク登録者の活躍の場が限られる中、登録者の知識の向上を図るための新たな取組として、地方公共団体からの講師派遣ニーズの高い理学療法士を対象に、人材バンク登録者に対するオンライン講習会を開催した（令和4年12月、参加者27人）。 参加者へのアンケートの結果、参加者の96%から「有意義であった」との回答を得たほか、参加者の100%から、予防事業と人材バンクの概要について理解した旨の回答が得られた。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－3	公害健康被害予防基金の運用等		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

2. 主要な経年データ

	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	791,310	
	安全で有利な運用等により確保した事業財源額	—	第３期中期目標期間実績：平均 925 百万円／年	701 百万円 （※22 百万円）	696 百万円 （※24 百万円）	716 百万円 （※35 百万円）	732 百万円 （※51 百万円）		745 百万円 （※85 百万円）	決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	655,016
										経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
										経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	57,585
										行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	650,465
										従事人員数	16	16	16	16	16

※当初の中期計画予算（令和元～5年度の合計額）に対し、各年度末時点で算出した中期計画予算（令和元～5年度の合計額）の増額値

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(3) 公害健康被害 予防基金の運用等	(3) 公害健康被害予防 基金の運用等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定：A	評定	A	評定	A
	(A) 事業に必要な財源 の確保と事業の重点 化	(A) 事業財源の確保及び 効果的・効率的な事業実 施に向け、以下の取組を 行う。	事業に必要な財源の確保と 事業の重点化	(A) 事業財源の確保及び効果 的・効率的な事業の実施	<自己評価> ぜん息等を予防する事業のため に積み立てられた 450 億円の公害 健康被害予防基金を用いて、①環 境問題の予防に資する事業のため に発行された債券（グリーンボン ド、ソーシャルボンド）を購入す るとともに、②債券の運用益等 によりぜん息等の予防事業を行う 、いわば、二重の予防事業の体系 を確立した。 その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運用と利息確 保の両立を、着実かつ適正に達成 するとともに、②については、運 用益等を活用した予防事業の実施 に当たり、ぜん息等の発生予防及 び健康回復への寄与度の高い事業 への重点化を実現したことから、 自己評価を A とした。 具体的には、次のとおり。	<評定に至った理由> 第 4 期中期目標期間においては、市中金利の上昇が見 込めない厳しい状況が続く中で、機構の運用方針に則 って市場動向等を踏まえた着実な基金運用を行い、中 期計画予算を 51 百万円上回る 2,474 百万円（102.1％ 増）の運用収入を確保するとともに、機構の経営理念 を踏まえた債券購入の方針を機構内部において率先し て打ち出し、機構全体の運用方針の数次にわたる改正 へと繋げたうえで、グリーンボンドの調達を実現して おり、ESG の視点を組み入れた運用と利息確保の両立と いう困難な目標を達成するものとして高く評価でき る。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって地 方公共団体等による事業実施環境に大きな制約が生じ ている中において予防事業を着実かつ継続的に実施し ていくため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄 与度が高い事業への重点化を進めている点について は、予防事業の長期継続的な実施に資するものとして 高く評価できる。		<評定に至った理由> 第 4 期中期目標期間においては、市中金利の上昇が 大幅には見込めない状況が続く中で、機構の運用方 針に則って市場動向等を踏まえた着実な基金運用を 行い、中期計画予算を 85 百万円上回る 2,508 百万円 （103.5％増）の運用収入を確保するとともに、ぜん 息等を予防する事業のために積み立てられた 450 億 円の公害健康被害予防基金を用いて、①環境問題の 予防に資する事業のために発行された債券（グリー ンボンド、ソーシャルボンド）を購入するととも に、②債券の運用益等によりぜん息等の予防事業を 行う、いわば、二重の予防事業の体系を確立した。 その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運 用と利息確保の両立を、着実かつ適正に達成すると ともに、②については、運用益等を活用した予防事 業の実施に当たり、ぜん息等の発生予防及び健康回 復への寄与度の高い事業への重点化を実現した点が 評価できる。 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られ ていると判断して「A」評価とした。	
	<関連した指標> (a1) 安全で有利な運 用等により確保した 事業財源額（前中期 目標期間実績：平均 925 百万円／年）	① 市場等の動向を注視 し、機構の運用方針に基 づく安全で有利な運用を 行うとともに、補助金・ 積立金を活用し事業財源 の確保を図る。	安全で有利な運用等により 確保した事業財源額（前中 期目標期間実績：平均 925 百万円／年）	①事業財源の確保 予防事業は、運用益及び自 立支援型公害健康被害予防事 業補助金で実施しており、利 率の高い債券の購入で運用を 行い、事業財源の安定的な確 保を図っている。 一般的に環境に配慮した債 券は利率が低くなるが、令和 元年度に、機構の経営理念に 照らし、公的機関としての責 務を考慮しつつ、環境に配慮 した債券購入の方針を率先し て打ち出し、機構全体の運用 方針へとつなげ、令和 3 年度 においては、環境負荷の低減 その他社会的課題の解決等を 目的とした債券を積極的に取 得する運用方針の改正につな げた。 （※機構の経営理念：環境分 野の政策実施機関として、良 好な環境の創出と保全に努め る。）	(1) ESG の視点を組み入れた運 用と、利息確保の両立 機構の経営理念に照らし、令 和元年度に予防事業部より、環 境に配慮した債券購入の方針を自主 的・積極的に打ち出し、機構全体 の運用方針へとつなげ、令和 3 年 度には、環境負荷の低減その他社 会的課題の解決等を目的とした債 券を積極的に取得するとの運用方 針への改正につなげた。 そして、令和元～2 年度にお いては、環境負荷が相対的に低い と判断される債券（社債）の取得 や、中・長期の債券の取得により 償還時期の平準化を図るなど効率 的な運用を行った。 また、令和 3 年度においては、 償還財源（29 億円）の全ての運用 に際し、利率のみを最優先するの ではなく、機構の運用方針に基づ き、環境負荷が相対的に低いと判 断される債券（社債）の取得に加 えて、予防基金として初めてグ リーンボンドの取得（3 億円）に 踏み切った。 さらに令和 4 年度の償還財源 （41 億円）の運用に際しては、グ リーンボンドの取得（3 億円）と	<今後の課題> 無し	<今後の課題> 特段なし		
				<その他の指標> —			<その他事項> 無し	<その他事項> 特段なし	

		② 限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。		業補助金を活用するなどして、事業に必要な財源を確保した。 ②効果的・効率的な事業の実施 今後の予防事業の展開について、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」として報告書に取りまとめ、地方公共団体担当者に情報共有を図った上、地方公共団体が実施するソフト3事業を中心とした事業実施を進めた。 また、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても予防事業を着実・継続的に実施するため、動画コンテンツの配信やオンラインによる研修会・講習会等の実施、また患者団体との協働連携に向けた取組など、地方公共団体へのアンケート調査や、環境省及び患者団体等との意見交換を通じて把握したニーズに沿った事業への重点化を図った。	併せて、予防基金として初めてソーシャルボンドを取得（6億円）し、令和5年度においても引き続きグリーンボンドとソーシャルボンドを取得した。 以上のような運用利率と環境配慮の両面を踏まえた着実な運用の結果として、令和5年度は中期計画予算を85百万円上回る2,508百万円（3.5％増）を確保できたことに加え、ESGの視点を組み入れた運用を行うことができた。 増額幅としては、令和4年度末時点での51百万円の増から、さらに85百万円の増（令和4年度末時点増額値に比べて66.7％増）となった。 第4期中期目標期間における予防事業を着実に実施していく上で、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均1.08％）を確保するため、ESGの視点を組み入れた運用方針を維持しつつ、償還財源の全てで環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資する債券を取得した。（令和5年度：年平均1.29％） <課題と対応> ・引き続き市中金利の低下が続くことが想定されることから、運用機会を逃すことがないよう債券の償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性等のバランスを勘案しながら、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の取得を行っていく必要がある。 ・また、事業の重点化や自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用など、引き続き安定的な財源確保を図っていく必要がある。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、困難度	<難易度：高> 活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ													
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	<評価指標>							予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264
	助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率	第 4 期中期目標期間中に 90%以上	第 3 期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1%※(87.7%)	79.3%※(87.3%)	78.8%※(96.7%)	80.0%※(96.3%)	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	882,395
	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	（ 10 点満点中）平均 7.5 点以上	第 3 期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点	7.9 点	7.8 点	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%	96.2%	96.4%	経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
	人材育成と定着を図る助成件数の割合	—	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%	19.0%	22.2%	20.5%	行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
	交付決定処理期間	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日	25 日	25 日	25 日	従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
	支払処理期間	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 25.3 日	24.8 日	26.0 日	23.6 日	22.8 日						

※()の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 助成事業	(1) 助成事業	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ ○地球環境基金創設 30 年に係る取組 地球環境基金創設 30 年となる令和 5 年度に、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、創設 20 年の事業見直し後の取組を含めたこれまでの助成事業を振り返るとともに、地域の NGO・NPO 等による環境保全活動の実態やニーズを改めて確認し、期待する NGO・NPO 像や目指す社会像を明確にし、創設 20 年時に設定したビジョン・ミッションや新たな助成スキームに係る事業実施方針等の検討を行い、外部有識者からの意見等を取りまとめた、創設以来の大幅な見直し案を作成した。 ○助成金の資金配分、活動計画の審査の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する新規事業等の獲得に向けた取組 地球環境基金が 1993 年の創設以来 30 年にわたって行ってきた生物多様性保全に係る活動に係る知見及びノウハウの蓄積等が評価され、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(令和 6 年 3 月 5 日閣議決定、4 月 12 日可決)に基づく地域の生物多様性の活動計画の認定事務が E R C A の新規業務として追加された。 また、同じく創設以来 30 年にわたって資金配分機関として役割を十分に果たしてきたこと等が評価され、「令和 6 年度の地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」に係る資金配分業務等を新たに受託した。	＜自己評価＞ ＜評定と根拠＞ 評定： A ・地球環境基金創設 30 年を迎えた令和 5 年度に、アンケート・ヒアリング等により幅広い層の意見や各種データを多角的に分析、検討し、地球環境基金の中期重点戦略及び今後の助成方針を取りまとめた。地球環境基金と環境省との連携を強化するプログラムを導入や NPO の活動基盤への支援など基金創設以来抜本的な見直しであり、これらの戦略等の作成は地球環境基金が持続的に成長、発展し、事業目的を達成する上で極めて重要な計画であり、大きな意義をもつものである。 ・環境政策の実施機関として助成事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、環境省の 2 つの重点施策に係る業務に新たな取り組みることとなった。 ・助成終了後の活動継続率及び事後評価の助成活動は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて未曾有の厳しい状況下にありながら、終了後 1 年以上経過した実質的な活動継続率は期末の令和 5 年度には 96.9%と高い活動継続率を確保し、事後評価は全期間において目標値 7.5 点を上回る高い数値を獲得した。 ・中間コンサルティングや会計事務指導におけるオンラインの導入、助成金の利便性の向上を図るためのシステムの導入や概算払いの拡充、計画変更に関する助成金の運用ルールの見直しなど第 4 期中期計画期間において助成金の運用や手続きに関する業務改善や業務効率化の一層の推進を図ることができた。 上記のとおり、第 4 期中期目標期間における助成団体の支援強化の取組を推進するとともに、着実に成果に繋がったことを踏まえ、自己評定を A とした。 根拠の詳細は以下のとおり。 ○地球環境基金創設 30 年におけ	評定	A	評定	A
					＜評定に至った理由＞ ・助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率の目標についてはチャレンジングな目標値 (90%) として難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和 3 年度から目標値を上回る高い割合を確保した。 ・助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.8 点以上と目標値 (7.5 点) を上回る評価が得られた。これは、中間コンサルティングでの指導・助言や担当者モニタリングにより着実に助成先団体の活動支援が実施された成果であると考えられる。 ・助成先団体へ対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、組織基盤の脆弱性が顕著になったと考えられたため、研修やシンポジウムを開催し、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 ・重点配慮事項に対応した活動の採択と社会情勢に応じた特別助成の設定により、助成効果の向上を図った。 ・交付決定及び支払処理期間について、ともに各年度について 4 週間以内に実施するなど、迅速な処理が行われた。 ・各助成先団体とのオンライン個別面談の活用、助成金申請システムを含む提出書類の電子化推進、一部概算払いの実施により、事務の効率化や利用者の		＜評定に至った理由＞ ・助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率の目標についてはチャレンジングな目標値 (90%) として難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和 3 年度から目標値を上回る高い割合を確保した。 ・助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算ですべての年で 7.8 点以上と目標値 (7.5 点) を上回る評価が得られた。これは、中間コンサルティングでの指導・助言や担当者モニタリングにより着実に助成先団体の活動支援が実施された成果であると考えられる。 ・助成先団体へ対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、組織基盤の脆弱性が顕著になったと考えられたため、研修やシンポジウムを開催し、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 ・重点配慮事項に対応した活動の採択と社会情勢に応じた特別助成の設定により、助成効果の向上を図った。 ・交付決定及び支払処理期間について、ともに各年度について 4 週間以内に実施するなど、迅速な処理が行われた。 ・各助成先団体とのオンライン個別面談の活用、助成金申請システムを含む提出書類の電子化推進、一部概算払いの実施により、事務の効率化や利用者の		
	(A)助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実	(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点か	助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）	(A)助成による支援を行った活動の継続性の確保					

	績：最高値 86.2％） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の２年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。	ら重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90％以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2％）となることを目指し、以下の取組を行う。 ① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。 ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。	①助成案件の質の向上に資する体制等の整備 地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）は、助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を見据えつつ、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。 また、令和５年度に地球環境基金が創設 30 周年を迎える節目の機会に、20 周年の事業見直し後の取組を振り返るとともに、地域の NGO・NPO 等による環境保全活動の現状や新たなニーズを踏まえた今後の事業実施方針等を策定した。 ②研修や情報提供による助成団体への支援 ア．助成金説明会の実施 全国８か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と連携し、助成先団体による活動事例紹介（セミナー）や意見交換会などの情報提供プログラムを組み入れた助成金説明会を全国８か所で実施した。（10～11 月） イ．新型コロナウイルス感染拡大による活動影響調査の実施 令和２年度及び３年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による助成対象活動への深刻な影響が懸念されたことから、各年度の全助成先団体に対して、活動影響調査を実施した。本調査は、助成先団体が実施している感染症対策や、環境 NGO・NPO が必要としている支援などを明らかにすることを目的とした。 令和２年度調査においては、その結果を踏まえ、助成期間延長や情報提供、説明会のオンライン開催等の対応を実施した。 令和３年度調査においては、その結果から、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、	る新たな助成スキームの検討 地球環境基金創設 30 年に当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、これまでの助成事業を振り返るとともに新たな助成スキームに係る方針の検討を行い、外部有識者からの意見等受けたことで今後の NGO・NPO へのより効果的な支援のあり方を見据えた見直し案を取りまとめた。 ○助成金業務の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する新規事業等の獲得 「地域における生物の多様性の増進のための活動促進等に関する法律」及び「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」は、いずれも第６次環境基本計画の重点施策として掲げているものであり、令和６年度以降にそれらの業務の一翼を担うこととなったのは、これまでに地球環境基金が活動計画の審査や、社会変化・環境問題の動向によるニーズに応じた助成メニューの設定など資金配分機関としての枠組みを超えた取組を行い、成果を積み重ねてきたことが評価されたものである。 ○助成終了後の実質的な活動継続率は高い継続率を確保 助成活動終了後１年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第４期目標期間中に達成すべきチャレンジングな目標値（90％）であるが、令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果を上げており、新型コロナウイルス感染症の拡大により助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下においても、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、また持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては、令和３年度から目標値 90％を上回る高い割合を確保した。 ○事後評価は目標を上回る評価を獲得 令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションにおける助言・指導内容を活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や、毎年度活動終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」を導入に	の効率化を図った。 以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進し、活動継続率について新型コロナウイルス感染症拡大時においても感染拡大前と同水準を確保する見込みであり、また、活動に対する評価について目標を上回る高い水準を確保する見込みと判断して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 助成先団体が、助成終了後に自立し持続的に活動を継続していくため助成先団体のニーズに応じた支援を引き続き実施し、NGO・NPO の組織基盤強化に取り組むとともに、政策課題や社会情勢の変化に応じた重点的な助成についても検討し、実施すること。 ＜その他事項＞ 特になし。	利便性の効率化を図った。 以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進し、活動継続率について新型コロナウイルス感染症拡大時においても感染拡大前と同水準を確保し、また、活動に対する評価について目標を上回る高い水準を確保したことを評価して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 助成先団体が、助成終了後に自立し持続的に活動を継続していくため助成先団体のニーズに応じた支援を引き続き実施し、NGO・NPO の組織基盤強化に取り組むとともに、政策課題や社会情勢の変化に応じた重点的な助成についても検討し、実施すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	---	--	---	--

				助成先団体がオンライン活用等の工夫によりある程度対応・活動ができている反面、環境 NGO・NPO が抱えるより根本的な課題である「組織基盤の脆弱性」が顕著になったと考えられたため、団体組織の強化、他団体との交流や情報収集の場としての研修の実施や、団体の取組好事例等を共有し、ポストコロナに向けた環境活動と NGO・NPO の在り方について展望するシンポジウムを開催した。 ③助成終了後の活動調査及び結果の活用 ア．フォローアップ調査の実施 3 年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。調査対象団体のうち、助成終了後 1 年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体の割合は達成目標である 9 割に達していないが、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動の 9 割超が継続している。 イ．調査結果の活用等 上記ア．の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を 3 件抽出し、フォローアップ実地調査を行い、その結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として公表した。	より効果的な助言、指導を行うなど、助成団体の活動支援を強化してきたことで、助成団体活動の事後評価は目標値（7.5 点）を上回る 7.9 点以上の評価を獲得した。また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響がなければ、活動の参加者が増加するなどプラス要因が多く、更に高い評価を得ることができたものと思料される。これらの評価指標「活動継続率」及び「事後評価」は、いずれも第 4 期中期計画期間の最終年度である令和 5 年度に、最も高い数値を獲得することが出来た ○組織基盤の強化に向けた支援を充実 新型コロナウイルスの感染拡大による助成先団体への影響を把握するため実施した「新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査」の結果から情報提供等を行ったほか、顕在化した団体の組織基盤の脆弱性については、ファンドレイジング等をテーマとして研修や、ポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウムを新たに企画運営するなど、助成団体のニーズに速やかに対応するとともに、助成団体の組織基盤強化の更なる支援に取り組んだ。 <課題と対応> ○地球環境基金創設 30 年に当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援として新たな助成メニューの作成等を行った。令和 6 年度から助成メニューの運用を進め、着実に実施していくとともに、それに対応した新たな評価制度の構築に向けた見直しを検討する。 ○令和 6 年度以降に実施する新規業務においては、助成事業を通じて蓄積した知見やノウハウを活用して取り組むことで、より一層環境政策に貢献する。 ○助成先団体の状況を踏まえ、引き続き NGO・NPO の喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。	
(B)助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	(B) 助成による支援を行った活動の質の向上			

	＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。	7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。		①助成活動の進捗状況の確認 助成開始から 1 年以上が経過した活動を対象として、過年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとに基金担当者がモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。 ②評価の実施 ア．事前目標共有 新規採択全件を対象に、内定決定後に実施し、活動の目標や計画の改善等を行うことで、助成活動の質の向上につなげた。 イ．中間コンサルテーション 活動計画 3 年以上の 2 年目を迎えた全件（LOVE BLUE 助成を除く。）を対象に実施した。 ウ．事後評価（書面評価） 3 年以上の活動を終了した全件（LOVE BLUE 助成を除く。）を対象に事後評価を実施し、評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、達成目標（平均 7.5 点）を上回る結果となった。 評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした。 エ．継続評価 フロンランナー助成 3 年目の団体について、4 ・ 5 年目の助成継続の可否を判断するために活動状況等の確認を行った。 オ．実地調査 3 年以上の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位、中位、下位から計 6 件を実地調査の対象として評価専門委員会で選定し実施した。書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行った。			
--	--	--	--	---	--	--	--

		③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。		③活動のステップアップを図れる助成制度の構築 ア．助成先団体へのフィードバック 評価専門委員会において、評価の計画や実施方法の検討等を行うとともに、実施した事後評価（書面評価）及び実地調査の結果については各助成先団体にフィードバックした。 イ．関係機関との連携強化 各地域にて助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき地域ニーズの掘り起こし等を行った。 また、環境省各担当課室（地方環境事務所含む）に助成金要望内容を共有するとともに、最新の環境行政の動向やNPO が行う環境活動へのニーズ等を収集し、助成金内定審査に反映した。			
(C)助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上 ＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標 期 間 実 績：平均 88.0%）	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。 ① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。 ② 助成事業を通じて、SDGs の考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。	助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期 目 標 期 間 実 績：平均 88.0%）	(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施 ① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定 ア．助成対象について 国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項を踏まえたうえで、助成対象活動の採択を行い、実施している。 東京 2020 大会の開催に向けた市民参加による環境保全のムーブメントの創出を目指す活動や、地域循環共生圏のビジョンや体制づくりなど準備段階の活動に対する支援を「特別助成」として行った。 ②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進 複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGsのどのゴール・ターゲットに該当するかを選択・記入する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。				
(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合	③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期	人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の	③人材の育成と定着を図る助成方法の検討				

	（複数年計画の新規採択案件の 16.8%） (D)事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上	より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。 (D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。 ① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず 1 回は実施する。	新規採択案件の 16.8%） 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）	ア．若手プロジェクトリーダー育成支援助成 令和元年度～5 年度助成先団体から、計 48 名を採択した。これは複数年計画の新規案件の 21.7%を占めている。 (D) 助成金を受ける団体の利便性の向上 ①会計事務等に関する指導等の実施 ア．内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施 令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した。 イ．事務所指導調査の実施 令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、助成先団体を対象に「会計自己チェックシート」による会計処理等の状況確認を実施し、上記の状況確認の結果、特に事務所等での確認や指導が必要な団体等については、機構職員が団体事務所等に出向いて指導調査を実施した。			
	<関連した指標> (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間（28 日）以内として速やかな手続に努める。	交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）	②助成金交付申請手続の実施 ア．オンライン個別面談の実施等 令和 2 年度から、助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した。 この際、交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行うことで、申請受理後に速やかに交付決定手続を行った。			
	(d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日）	③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間（28 日）以内とする。	支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日） <その他の指標> — <評価の視点>	③事務の効率化と利便性向上の取り組み ア．書類提出の電子化推進 活動実績報告書（4 月）、交付申請書（5 月）、支払申請書（年 3 ～ 5 回）といった書類は電子データ（メール）での提出を受け付けた。 また、2023 年度助成金要望手			

			—	続（令和４年 11～12 月）から「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装した。（2022 年度助成金に関する手続までは、メール等での書類受付により対応した。） イ．一部概算払いの実施 前年度に助成を受けていた団体のうち、支払事務状況等を勘案し、助成金 50％を上限に概算払いを実施した。令和５年度は助成先団体の利便性向上及び活動基盤の強化を図るため、新規団体等を含めた対象団体を拡大した。 ウ．EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために EXCEL マクロファイルの利用を推奨した。 エ．他の助成制度の紹介 環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した。 オ．助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務については、厳正かつ迅速な審査に努めた結果、４週間以内に処理することができた。 ④地球環境基金助成金申請システムの構築等 各種申請データの Web フォーム直接入力、申請に対する結果通知等の双方向の処理、登録情報のデータベース化など、更なる利便性の向上等を図るため、「地球環境基金助成金申請システム」を構築し、2023 年度助成金の要望手続から稼働させた。			
--	--	--	---	--	--	--	--

４．その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8．環境・経済・社会の統合的向上 8－3．環境パートナーシップの形成

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜関連した指標＞								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	—	第３期中期目標期間実績：平均２回／年	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	9 回（８地方大会、全国大会）	9 回（８地方大会、全国大会）	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	882,395
ユース世代を対象とした研修実施回数	—	第３期中期目標期間実績：平均４回／年	6 回	4 回	4 回	6 回	6 回	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
研修受講者アンケートによる肯定的評価	—	第３期中期目標期間実績：平均 95.4%	98.5%	95.9%	97.7%	98.2%	100%	経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 振興事業	(2) 振興事業	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ ○地球環境基金創設 30 年に係る取組 地球環境基金創設 30 年となる令和 5 年度に、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、20 周年の事業見直し後の取組を含めたこれまでの振興事業を振り返るとともに、同じく検討を行った助成スキームの内容も踏まえたうえで、新たな人材育成スキームや情報提供に係る事業実施方針等の検討を行った。令和 6 年度以降に見直しに取り組む。	＜自己評価＞ 評価：A ・中期計画及び各年度計画に掲げる各関連指標の目標を達成したこと及び単年度の事業効果に加えて、地球環境基金創設 30 年に当たり、研修等の一定期間経過後の事業効果の検証を行い、若手プロジェクトリーダー研修においては受講者の約 6 割～7 割が現在も継続して環境 NPO 活動に従事しているなど研修受講後の中長期の事業効果を確認した。 ・環境政策の実施機関として振興事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、環境省の重点施策に係る業務に新たに取り組むこととなった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により助成先団体の組織の存続や活動の継続が危惧されたため、その緊急性、重要性に鑑み、第 4 期中期計画期間に予定していなかった組織基盤強化に関する研修及びシンポジウムを開催するなど優先かつ迅速に対応した。 ・深刻化する団体の人材不足の課題に対応するため、ユース世代や若手の人材育成の充実・強化に取り組み、全国ユース環境活動発表大会では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ応募校を 87→90→109→115 高校と毎年度確実に増加し、ネットワークの拡充を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により環境ユース海外派遣研修については開催を見送ったが、国内において環境ユースフィールド研修を開催した。 上記の通り、活動の振興支援に加えて団体の組織基盤強化支援に新たに取組み、今後の活動の振興に大きく貢献する成果をあげたことなど、第 4 期中期目標期間における人材創出に向けた取組の強化を着実に成果に繋げたことをふまえ、自己評価を A とした。	評価	A	評価	A
						＜評価に至った理由＞ ・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会の地方大会（8 回）の開催など、前中期目標期間実績（平均 2 回／年）を大きく上回る回数のユース世代の活動団体交流会を実施した。 ・全国ユース環境活動発表大会については令和 2 年度及び 3 年度は Web 大会で実施し、校外活動の制限がある学校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで配信した。令和 4 年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとし、対面形式での交流とオンライン形式の利点の両方を活かせるよう工夫を行った。 ・高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティング、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修を各年度 4 回以上開催した。 ・令和 2 年度及び 3 年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において把握した助成先団体のニーズや課題に基づき、意見交換会、セミナーや、研修等について新たなテーマで積極的な取組を実施した。 ・国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、令和元年度にインドネシアにて、環境ユース海外派遣研修を実施した。その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、将来的に環境保全活動や地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成するため、北海道下川町（令和 3 年度）及び熊本県南阿蘇村（令和 4 年度）にて研修を実施した。		＜評価に至った理由＞ ・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会の地方大会（8 回）の開催など、前中期目標期間実績（平均 2 回／年）を大きく上回る回数のユース世代の活動団体交流会を実施した。 ・全国ユース環境活動発表大会については令和 2 年度及び 3 年度は Web 大会で実施し、校外活動の制限がある学校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで配信した。令和 4 年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとし、対面形式での交流とオンライン形式の利点の両方を活かせるよう工夫を行った。 ・高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティング、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修を各年度 4 回以上開催した。	
(A)長期間にわたり自主的に環境活動に参加する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 ＜関連した指標＞ (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回／年） (a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均 4 回／年）	(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。 ① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度 2 回以上実施する。	長期間にわたり自主的に環境活動に参加する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回／年） ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均 4 回／年）	(A)環境保全活動を行う人材の創出 ① 大会の実施 ア. 全国ユース環境活動発表大会の実施 全国 8 地区で地方大会を開催し、選出された各 2 校、合計 16 校により全国大会を行った。 令和 2 年度～4 年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されたため、大会参加の高校に事前ヒアリングを実施し、開催を希望する意見を多数受けたことから、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と協議を重ね、開催を決定した。開催形式は令和 2 年度及び 3 年度は大会 Web サイトに高校生の活動動画を掲載して発表する形式とし、審査会はオンラインで実施した。令和 4 年度からは、令和元年度までと同様に各会場にて実施する形式としたが、会場で発表することが困難な団体については、事前に発表を撮影した動画を当日会場で放映し審査する Web 参加の形式での出場を認めた。 また、令和元年～3 年度に						

	(B)カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 ＜関連した指標＞ (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。 ① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。	ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回／年） カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	は、全国大学生環境活動コンテスト（ecocon）に共催として参画した。 ②ユース世代を対象とした研修等の実施 高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティング、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修を各年度 4 回以上開催した。 (B) 研修・調査等事業の効果的な実施 ① 研修・調査の企画運営 ア．若手プロジェクトリーダー研修の実施 助成事業において中心的に活動する若手に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を実施した。 令和 2 年度及び 3 年度は、一部を除いて Web 会議システムを活用して研修を行った。 また、これまでに若手プロジェクトリーダー研修を修了した 53 団体（1 期生～6 期生）を対象にアンケートを行ったところ、うち 60%の修了生が現在も団体に所属しており、同業界への転職も含めると、現在も約 7 割の修了生が同種の活動を継続していることが分かった。 イ．活動影響調査結果に基づく取組の実施 令和 2 年度及び 3 年度に実施した活動影響調査において把握した助成先団体のニーズや課題に基づき、以下の取組を実施した。 （ア）意見交換会、セミナーの実施 令和 2 年度は、「公的支援に関する情報提供（給付金・補助金情報）」として、国等が行う感染症対策関連情報や支援制度をリンク集としてまとめたものをホームページに特設サイトとして開設した。 また、活動への具体的な影響やオンライン活用の上での工夫などに関する意見交換会や、オンラインでの組織運営	根拠の詳細は以下のとおり。 ○地球環境基金創設 30 年に当たり、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、これまでの振興事業を振り返るとともに、新たな研修・情報発信に係る方針の検討を行った。 ○「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」は、環境省が時代の要請への対応として社会課題解決に向けた重点施策として取り組んでいるものであり、令和 6 年度にその業務の一翼を担うこととなったのは、これまでに地球環境基金が実施してきた情報提供及び研修事業の成果が評価されたものである。 ○「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において助成先団体が必要としている支援を把握し、各種情報を提供するなどニーズに速やかに応えとともに、「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、団体の人材や資金確保等の組織基盤の支援を強化するための研修やシンポジウムを自ら企画、運営した。実施にあたっては、講師の選定・プログラム立案、チラシの作成を含む広報に機構職員が主体的に取組み、コロナ禍において苦労している各団体にも大きな励ましになり、「他団体の組織運営を聴けたことで自分の所属団体との差異を実感し、何が課題かを理解できた。今後の目標ができたので取り組んでいきたい」や「今後の活動について、一から考え直す機会となった」という前向きな意見を頂き、団体の活動にも大きなインパクトを与えることができた。 ○若手プロジェクトリーダーやユース世代を対象とした研修等については、新型コロナウイルス感染拡大に伴いオンライン開催とした場合の事業成果について危惧していたが、グループミーティングやきめ細かい対応によってメンバー相互間のコミュニケーションを図ることで円滑に研修を実施することができた。 このような研修の成果として、約 7 割の修了生が同種の活動を継続しており、若手の人材育成としての目的を果たしていることが分かった。	・研修受講者アンケートによる肯定的評価は、前中期目標期間実績（平均 95.4%）を上回る実績（平均 97.6%）を得られた。 ・そのほか、令和 4 年度には、地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催した（2 回）。 以上により、中期目標期間中の所期の目標を上回る高い成果が得られる見込みと判断して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 全国ユース環境活動発表大会や研修等の実施においては参加者のニーズや社会情勢を踏まえつつ、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法を検討すること。 ＜その他事項＞ 特になし。	・研修受講者アンケートによる肯定的評価は、前中期目標期間実績（平均 95.4%）を上回る実績（平均 98.1%）を得られた。 ・そのほか、令和 4 年度には、地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催し、（2 回）令和 5 年度には 3 回（3 地域）へと拡大した。 以上により、中期目標期間中の所期の目標を上回る高い成果が得られたことを評価して「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 全国ユース環境活動発表大会や研修等の実施においては参加者のニーズや社会情勢を踏まえつつ、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法を検討すること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	---	--	--

				の工夫等に関するセミナーを、各3回ずつオンラインで実施し、ホームページ上でも公開した。 （イ）研修、シンポジウムの実施 「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題に取り組むための支援として、令和3年度は新たに以下の取組を実施した ・団体の組織運営やファンドレイジング等をテーマにした研修（4回） ・ポストコロナ時代を見据えた組織運営をテーマとしたシンポジウム（1回） また、更なる支援として、令和4年度は新たに以下のテーマに係る組織基盤強化のための研修2件を実施した。 ・「多様なステークホルダーとの協働」 ・「地域づくりや地域課題の解決に向けた NGO/NPO の役割」 ウ．ユース世代人材育成に資する研修 国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、令和元年度にインドネシアにて、環境ユース海外派遣研修を実施した。 その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、環境保全活動に取り組みを現場で学び、将来的に環境保全活動や地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成するため、北海道下川町（令和3年度）及び熊本県南阿蘇村（令和4年度）にて研修を実施した。 エ．ステークホルダーミーティングの開催 複雑化する環境問題の解決にはNPOが地域の各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが必要であることから、環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と連携し、地域の NGO・NPO、中間支援組織、企業、学校、金融機関、自治体、環境省地方環境事務所等の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを、令和4年度は2地域（北	○全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした全国ユース環境活動発表大会は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度～3年度には開催が危ぶまれたが、実施を希望する過年度参加者のニーズに応えるため、Web 大会で実施し、校外活動の制限がある高校も参加できるよう工夫するとともに、発表動画はウェブサイトで全国配信した。 令和4年度からは各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとした。 ＜課題と対応＞ ○地球環境基金創設 30 年に当たり、見直しを行った新たな助成メニューを踏まえ、研修等の新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針の検討を進める。令和7年度からの実施に向けて外部有識者へのヒアリングや振興事業検討会における助言や意見等の聞き取り等を通じた検討を進めていく。 ○令和6年度には 10 回目となる全国ユース環境活動発表大会の開催に向けて、これまでの成果を振り返りつつ、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と開催方法等について協議を行う。	
--	--	--	--	---	---	--

		② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。	海道、九州)、令和5年度は3地域(全国、四国、東北)で実施した。 オ. 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、各年度で95%以上であった。 ② SDGs 等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ②「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を各年度4回以上実施した。			
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－3	地球環境基金の運用等		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜関連した指標＞								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	985,264
S N S（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	—	—	ツイッター掲載数：118件、 フォロワー数：484人 インスタグラム掲載数：91件、 フォロワー数：167人	ツイッター掲載数：145件、 フォロワー数：708人 インスタグラム掲載数：129件、 フォロワー数：320人	ツイッター掲載数：195件、 フォロワー数：1,388人 インスタグラム掲載数：89件、 フォロワー数：447人	ツイッター掲載数：162件、 フォロワー数：2,036人 インスタグラム掲載数：114件、 フォロワー数：569人	ツイッター掲載数：179件、 フォロワー数：6,643人 インスタグラム掲載数：83件、 フォロワー数：821人	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	882,395
特定寄付金の受け入れ金額	—	第３期中期目標期間実績：平均13,750千円	18,000千円	18,000千円	18,000千円	23,000千円	18,000千円	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	902,168
基金の運用益	—	第３期中期目標期間実績：平均185百万円	82百万円	88百万円	87百万円	94百万円	109百万円	経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	125,769
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	902,168
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(3) 地球環境基金の運用等	(3) 地球環境基金の運用等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評価：B 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、SNSの広報展開において、ツイッター、インスタグラムに加えて、令和4年度より新たにFacebookを開設し、NGO・NPO 同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信を行い、SNS による発信を強化した。SNSのキャンペーン企画等の広報展開の工夫を行い、ツイッターフォロワー数は第4期中期計画期初から期末までに約14倍、インスタグラムは約5倍増加し、情報発信の強化に繋がっている。 特定寄付金について、各企業に対し環境保全の重要性と企業協働を訴えることで、前中期目標期間実績を超える寄付金の受け入れを継続することができた。 一般寄付金においては、多様な寄付方法による受け入れに積極的に取り組み、様々なターゲットからの寄付金の受け入れにつなげることができた。 以上のことから、自己評価を B 評価とした。	評価	B	評価	B
	(A)基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進	(A) 環境NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。	基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進	(A) ①令和元年度にホームページの改修を行い、助成事業活動の紹介ページを設けて、環境NGO・NPO 活動や基金事業の理解促進を図るとともに、スマートフォンやタブレットでも閲覧可能なレスポンス対応にレイアウト変更するなど利便性の向上を図った。 また、令和3年度に子供の環境学習コンテンツ「集まれ！グリーンフレンズ」をリニューアルし、環境省子供向けサイト「こども環境省」や「Yahoo!きっず」とリンク展開するとともに、子供を対象とした環境イベントで環境教育の教材として活用し、高い評価を得た。 SNS については、ツイッターとインスタグラムに加え、令和4年度から新たにFacebook を創設し、助成団体の活動報告・募集案内、環境行政のトピック等を積極的に投稿し、フォロワー数も増やすことができた。特に令和5年度のツイッターのフォロワー数は対前年度比 226%増となっている。	<自己評価> 評価：B 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、SNSの広報展開において、ツイッター、インスタグラムに加えて、令和4年度より新たにFacebookを開設し、NGO・NPO 同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信を行い、SNS による発信を強化した。SNSのキャンペーン企画等の広報展開の工夫を行い、ツイッターフォロワー数は第4期中期計画期初から期末までに約14倍、インスタグラムは約5倍増加し、情報発信の強化に繋がっている。 特定寄付金について、各企業に対し環境保全の重要性と企業協働を訴えることで、前中期目標期間実績を超える寄付金の受け入れを継続することができた。 一般寄付金においては、多様な寄付方法による受け入れに積極的に取り組み、様々なターゲットからの寄付金の受け入れにつなげることができた。 以上のことから、自己評価を B 評価とした。	<評価に至った理由> ・ホームページや広報誌、SNS を活用した情報発信の強化等により、積極的な広報が実施された。 ・特定寄付金の受け入れについては、助成団体の活動成果等及び全国ユース環境ネットワーク事業への理解促進のため、SNS やホームページ等での開催案内や実績報告等を積極的に行ったことから、前中期目標期間実績（13,750 千円）を大幅に超える受け入れができた。 ・一般寄付では、多様な寄付方法による取組、高齢者と若者を対象にしたターゲットを絞った取組等により、寄付件数を増加させることで、独立行政法人評価委員会での法人運営の参考となる取組事例として紹介された。 ・著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。 以上により、中期目標の所期の目標を達成できる見込みと判断し、B評価とした。		<評価に至った理由> ・ホームページや広報誌、SNS を活用した情報発信の強化等により、積極的な広報が実施された。 ・特定寄付金の受け入れについては、助成団体の活動成果等及び全国ユース環境ネットワーク事業への理解促進のため、SNS やホームページ等での開催案内や実績報告等を積極的に行ったことから、前中期目標期間実績（13,750 千円）を大幅に超える受け入れができた。 ・一般寄付では、多様な寄付方法による取組、高齢者と若者を対象にしたターゲットを絞った取組等により、寄付件数を増加させることで、独立行政法人評価委員会での法人運営の参考となる取組事例として紹介された。 ・著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。 以上により、中期目標の所期の目標を達成できた と判断し、B評価とした。	
	(a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	① ホームページ、SNS を通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	SNS（ツイッター、インスタグラム載数、フォロワー数）	①令和元年度にホームページの改修を行い、助成事業活動の紹介ページを設けて、環境NGO・NPO 活動や基金事業の理解促進を図るとともに、スマートフォンやタブレットでも閲覧可能なレスポンス対応にレイアウト変更するなど利便性の向上を図った。 また、令和3年度に子供の環境学習コンテンツ「集まれ！グリーンフレンズ」をリニューアルし、環境省子供向けサイト「こども環境省」や「Yahoo!きっず」とリンク展開するとともに、子供を対象とした環境イベントで環境教育の教材として活用し、高い評価を得た。 SNS については、ツイッターとインスタグラムに加え、令和4年度から新たにFacebook を創設し、助成団体の活動報告・募集案内、環境行政のトピック等を積極的に投稿し、フォロワー数も増やすことができた。特に令和5年度のツイッターのフォロワー数は対前年度比 226%増となっている。	<課題と対応> ・地球環境基金事業への理解増進を図るため、各種媒体やメディア等との連携により、民間団体の活動成果の発信を充実させる。	<今後の課題> 引き続き、SNS 及びホームページ等を通じて個人や企業等に環境 NGO・NPO が行う助成活動成果を積極的に発信するとともに、時代に応じた新たな寄付方法の展開に取り組み、寄付の獲得に努めること。 <その他事項> 特になし。		<今後の課題> 引き続き、SNS 及びホームページ等を通じて個人や企業等に環境 NGO・NPO が行う助成活動成果を積極的に発信するとともに、時代に応じた新たな寄付方法の展開に取り組み、寄付の獲得に努めること。 <その他事項> 特になし。	
	(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）	② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）	②企業協働プロジェクト等による特定寄付金については、LOVE BLUE 助成（企業協働プロジェクト）の活動の積極的な広報展開や成果の発信及び全国ユース環境ネットワーク事業への貢献度を理解いただき、毎年度前中期目標期間実績平均 13,750 千円を上回る					

				寄付額を獲得することができた。 一般寄付では、東日本大震災以降、企業の社会貢献に対する考え方が、企業自らが社会貢献活動を行う考え方に変化した時代背景も影響し、寄付額が減少傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭における断捨離が進んだことが追い風となり、家庭で不要となった書籍やCDを業者が買い取り、その金額を寄付してもらう「本 de 寄付」の仕組みを通して、環境保全に貢献する親しみやすさや寄付のしやすさといったことから高齢者の寄付件数を増加させることができた。また、近年の電子マネーの普及を踏まえて、主に若者を対象に、電子マネーを利用した寄付の受付を始めるとともに、J-Coin Pay やメルカリペイを利用して、スマートフォンで少額から寄付が行えるものでスマートフォンにアプリが入っていれば、誰でもいつでも環境保全活動への支援ができるよう取り組んだ。これらの結果、寄付件数は増加し、独立行政法人評価委員会において他の法人運営の参考となる取組事例として紹介された。 また銀行が行う寄付型私募債の発行手数料の一部を寄付いただく仕組みを設け、寄付の獲得につなげた。			
	(B)安全かつ有利な資金運用 (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。	安全かつ有利な資金運用 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円） <その他の指標> — <評価の視点> —	(B)安全かつ有利な資金運用 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の運用も行った。			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞													
	審査基準、審査状況等の公表回数	一	第３期中期目標期間実績：４回／年	４回	４回	４回	４回	４回	予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049	3,947,231	3,949,264
	基金の管理状況の公表回数	一	第３期中期目標期間実績：１回／年	１回	１回	１回	１回	１回	決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729	3,047,648	1,202,029
									経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724	3,047,697	1,203,733
									経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701	3,765	8,776
									行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724	3,047,697	1,203,733
									従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																	
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																															
	(1) 助成業務 (A)審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	<主な定量的指標> 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）	<主要な業務実績> (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 ①審査基準、審査状況等 令和元年から令和5年度までに以下のとおり、軽減事業 22,288 件、代執行支援事業 151 件の助成金を支払った。 <table><tr><th colspan="2">助成状況</th><th colspan="2">(単位：千円)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>軽減事業</th><th>代執行支援事業</th><th>合 計</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,939,777</td><td>3,529</td><td>1,943,306</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>2,871,865</td><td>△1,771</td><td>2,870,094</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>6,650,248</td><td>105,363</td><td>6,755,611</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2,668,557</td><td>356,655</td><td>3,025,212</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1,122,464</td><td>58,922</td><td>1,181,386</td></tr><tr><td>合 計</td><td>15,252,911</td><td>522,698</td><td>15,775,609</td></tr></table> また、毎年度、審査状況及び助成対象事業の実施状況を四半期毎にホームページにおいて公表した。	助成状況		(単位：千円)		区 分	軽減事業	代執行支援事業	合 計	令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306	令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094	令和3年度	6,650,248	105,363	6,755,611	令和4年度	2,668,557	356,655	3,025,212	令和5年度	1,122,464	58,922	1,181,386	合 計	15,252,911	522,698	15,775,609	<自己評価> 評価：B PCB 廃棄物の円滑な処理を推進するため、透明性・公平性を確保しつつ、以下の取り組みを堅実かつ円滑に行ったことから、自己評価を B とした。 ○ 高濃度PCB廃棄物の事業終了期限（令和8年3月末）に向けて、JESCO からの中小企業判定依頼を適正に審査した。また、令和2年9月に代執行支援事業の対象範囲拡大及び軽減事業の適用拡大について、業務方法書等の改正を行い対応した。また、令和3年度には、計画的処理完了期限内に速やかに処理を完了させるため、契約締結までの手続き、期間を考慮し、申込みを完了した者等まで助成対象範囲とする規程改正を行い、PCB廃棄物の円滑な処理を推進した。 ○ 軽減事業及び代執行支援事業について、JESCO からの支払い申請に対し適正に処理して助成金を交付した。 ○ 助成金の実施状況等を四半期ごとに、基金の管理状況を年1回、ホームページにおいて公表した。	評価 B <評価に至った理由> PCB 廃棄物の処理に係る助成業務を毎年度実施しており、また年度計画に基づき基金の管理状況等についてホームページで公表していることから「B」評価とする。 <今後の課題> PCB 廃棄物の処理期限の到来に向けて助成件数が増加することが考えられるため、関係者と密に連携し、着実かつ適正に実施する必要がある。 <その他事項> 特に無し。	評価 B <評価に至った理由> PCB 廃棄物の処理に係る助成業務について毎年度実施されており、また年度計画に基づき基金の管理状況等についてホームページで公表されていることから「B」評価とする。 <その他事項> 特に無し。
助成状況		(単位：千円)																																					
区 分	軽減事業	代執行支援事業	合 計																																				
令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306																																				
令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094																																				
令和3年度	6,650,248	105,363	6,755,611																																				
令和4年度	2,668,557	356,655	3,025,212																																				
令和5年度	1,122,464	58,922	1,181,386																																				
合 計	15,252,911	522,698	15,775,609																																				
	(B)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理	(B) 基金の適切な管理 ①基金の管理状況を毎年度1回ホームページにおいて公表した。 <その他> 制度改正関係	PCB 廃棄物処理の一層の促進を図るための国の新たな施策への対応をつと速やかに行った。 ・令和元年度 高濃度 PCB 廃棄物の定義の変更 ・令和2年度 軽減事業の助成対象拡大・新型コロナウイルス感染症特別助成率の引き上げ ・令和3年度 清算中の法人及び保管者死亡に係る案件の取扱い ・令和4年度 所定の期限までに処理(委託)しなかった保管義務者の取扱い、PCB 処理基本計画の変更 ・新型コロナウイルス感染症対応 感染症拡大期においても遅滞なく助成対象案件の審査ができるよう、審査書類の電子化を令和2年度より JESCO と準備を進め令和3年度に実現した。 令和2年度限りの制度として、新型コロナウイルス感染症の影響で経営不振に陥った保管事業者への助成率を引き上げ、その結果、軽減事業の助成額が増加した。(令和3年度) ・事業の参考とするため、機構職員向けに JESCO 東京 PCB 処理事業所の施設見学及び意見交換を行った。																																		
	(b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）	① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限（令和9年3月）を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。	基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年） <その他の指標> — <評価の視点> —																																				

4. その他参考情報